

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	112 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	100 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	20 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私の国民年金保険料は、加入手続した時から母に頼んで集金人に納付し、結婚後の申立期間の保険料も実家の母に納付してもらった。申立期間当時、私は、結婚しA市B区へ転居した直後であったが、集金人が自宅に来てくれた時、実家の母に申立期間の保険料を納付したことを確認した上で、昭和48年7月からの保険料を納付した。

申立期間の保険料納付の記録が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の母親を通じてC県D市で集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の保険料納付状況をみると、申立人は、申立期間を除き、20歳になった昭和43年\*月から60歳に到達した平成20年\*月までの保険料を完納していることがオンライン記録から確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和48年2月28日にA市B区へ転出しているところ、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、同年1月から同年3月までの保険料を、同年4月25日にD市で納付したことが確認できる上、昭和48年度保険料の納付書が昭和48年3月15日に同市から発行されたことが国民年金被保険者名簿から確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間の保険料を同市で納付することは可能であったものと考えられる。

加えて、申立期間は3か月と短期間である上、前後の保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

私は、昭和48年に国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の保険料を納付していた。保険料は、妻が集金人に納付していた。夫婦二人分一緒に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料は夫婦共に未納の記録になっていた。

妻の申立期間は年金記録確認第三者委員会への申立てにより納付済みの記録に訂正されたので、私の記録が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を夫婦共に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、オンライン記録から、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間直前の昭和54年1月から同年3月までの保険料を、未納に対する昭和54年度催告が行われる前の昭和54年5月に過年度納付していることが特殊台帳から確認できることから納付意識の高さがうかがえ、昭和55年度催告を行ったことが確認できる申立期間の保険料についても、過年度納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間前後には生活状況等に特段の変化は見られなかったことから、申立期間の保険料を納付できない特段の理由も見当たらない。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 56 年 6 月に会社を退職した時、社長から「国民年金及び国民健康保険に加入するように」と言われた。当時、子供がよく病気になっていたので、妻に国民年金と国民健康保険の手続を頼んだことを覚えている。

国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと妻から聞いているので間違いなく納付している。

妻が納付済みの記録になっている期間を含め、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、妻が国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和 45 年 3 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、申立人の特殊台帳を見ると、48 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後、56 年 6 月 30 日に再取得していることが確認できるが、同年 7 月の A 市への住所変更について、59 年 5 月 2 日に B 社会保険事務所（当時）から A 市を管轄する社会保険事務所（当時）へ移管された記録があることから、申立人の国民年金の住所変更及び資格再取得の手続は、この時点で行われたものと推測され、A 市においては、台帳が移管されるまでは申立人が国民年金被保険者であることを把握していなかったことがうかがえる。

また、台帳移管時点において、申立期間①のうち、昭和 56 年 7 月から同年 12 月までの保険料は、時効のため制度上納付することはできない上、57 年 1 月から 59 年 3 月までの保険料は過年度保険料としてさかのぼって納付することが可能であるが、申立人の妻は、さかのぼって申立期間①の保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人の妻のオンライン記録を見ると、申立期間を含む昭和 56 年 6 月から 58 年 3 月までの保険料は未納となっている。

一方、申立期間②について、申立人の妻のオンライン記録を見ると、申立期間②の保険料は、昭和 62 年 9 月 29 日に過年度納付をしていることが確認できる。

また、申立人夫婦のオンライン記録を見ると、申立期間②前後の保険料の納付日は夫婦同一日であることが確認できる上、申立期間②は 3 か月と短期間であることから、申立人のみが申立期間②の保険料を過年度納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私の国民年金の加入手続は母親が行い、申立期間の保険料も母親が納付した。私が所持している領収証書では、昭和47年4月に、過去の約2年間の保険料を遡及納付していることが分かり、過去の分を納付しているのに現年度の保険料を納付していないのは普通に考えてもおかしい。私は、ずっと家業を手伝っていたので、母親が保険料を納付しているはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、20歳になった昭和45年に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、申立人のオンライン記録からは、申立期間(24か月)の前後期間が国民年金保険料の納付済期間となっていること、及び申立期間を除く加入期間には未納が無いことが認められるとともに、申立期間当時、申立人が保険料納付を任せていたとする申立人の母親の保険料納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の36年4月以降、60歳となる50年\*月までの期間について、申立期間を含めて、保険料を完納していることが確認でき、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、市の被保険者名簿及び申立人が所持する国庫金の領収証書によると、申立人が昭和45年3月から申立期間直前の47年3月までの期間の国民年金保険料が、社会保険事務所(当時)の催告に応じ、同年4月に一括納付されていることが確認でき、家業を代替わりした57年ごろまで申立人の保険料を納付していたとする、前述のとおり、納付意識の高い申立人の母親が、未納となっている申立期間の47年4月に申立期間以前の保険料を一括納付しながら、後続する申立期間の未納の発生を看過したとは考え難いことから、申立

期間の保険料については継続的な納付が行われていたものとするのが自然である。

さらに、特殊台帳によると、申立期間の直後にあたる昭和49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料についても、催告に応じて過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親が、申立期間前後の未納期間に係る催告に対してその都度応じている状況を鑑みると、申立期間内に一時的に未納が存在したとしても、その後の催告に応じ保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 4 月まで

私の独身時代の国民年金について、私の親が加入手続を行い、保険料も親が納めてくれていた。結婚後は、2年ぐらいの間、国民年金保険料の納付を忘れていたが、昭和 49 年 4 月又は同年 5 月ごろ、自主的に A 市の出張所を訪れた。そこで、結婚後の国民年金保険料の納付は任意であり、強制ではないと言われたが、私は老後のことを考え、納付場所及び納付金額こそ定かでないものの、後日、2年程度の保険料をさかのぼって納付したと記憶している。その際の納付書、領収書及び年金手帳への押印等の記憶は無いが、役所のすることなので間違いないものと信用していた。

ところが、年金受給を前に納付記録を確認した際、申立期間が未納と知り驚いている。もとより申立期間の保険料はさかのぼって納付したはずであり、事前に相談を行った社会保険労務士からも、私の国民年金手帳の資格記録欄の記載には、申立期間が任意加入被保険者期間とされていることから、その期間は保険料を納付しているはずと言われており、なおさら未納とされていることに納得できない。私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いた国民年金の加入期間について未納は無く、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金の資格記録について、A 市の電算記録、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間は任意加入被保険者とされていることが確認できる。この場合、申立人が A 市の出張所を訪れたとする昭和 49 年 4 月又は同年 5 月時点において、申立期間に係る保険料を過



年度と現年度を組み合わせることは可能であった上、A市では、この当時、同市の出張所において、国民年金保険料は収納していなかったものの、現年度及び過年度保険料の納付書の発行は行っていたとすることから、同年4月又は同年5月時点において、申立人は申立期間の国民年金保険料に係る納付書を出張所で入手し得たと推認できる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の昭和47年3月29日付け任意加入被保険者資格の取得及び49年5月1日付け資格の喪失処理が、いずれも同年4月30日に行われていることが確認でき、このことは、同年4月又は同年5月に市の出張所を訪れたとする申立内容とは一致するものの、市によってなされた当該取得及び喪失の処理は、任意加入被保険者の資格の取得が加入手続日より前の期間にはさかのぼらないとする制度上の取扱いとは明らかに異なる。

加えて、申立人のオンライン記録からは、申立期間直前にあたる昭和46年6月から47年3月までの保険料について、平成21年11月に社会保険事務所（当時）にて、当初未納とされていたものが、納付済みに訂正されていることが確認できる。これは、申立人が所持するB県C市発行の国民年金手帳の印紙検認記録をもとに訂正処理されたものであるが、当該期間について、申立人がその後居住したA市の国民年金被保険者名簿においては未納とされている一方、特殊台帳には、当該期間が当初納付済期間とされていたにもかかわらず、後日未納期間とされた事跡が確認できることから、申立人に係る年金記録の管理に混乱が生じていた可能性は否定できず、申立期間の国民年金保険料について、過年度納付と現年度納付を組み合わせる遡及納付を行ったとする申立内容に、明らかな不合理はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から44年3月まで  
② 昭和46年4月から47年3月まで  
③ 昭和48年4月から同年6月まで

私は、国民年金に加入するのが国民の義務であると考え、国民年金に加入した。

申立期間①の保険料は、当時会社のB業務を担当していた叔母に、出世払いということで借金して、納付した。

申立期間②当時は、私が会社のB業務を担当しており、同僚の社員から保険料を預かって、私が自身の保険料と一緒に区役所で納付していたが、その同僚は申立期間②の保険料が納付済みとなっているのに、私が自身の保険料だけ1年間も納付しないことなど考えられない。

また、私が昭和48年1月に結婚してからは、妻が会社の経理を担当するようになり、それ以来、妻が夫婦の保険料と一緒に納付してくれていたのに、申立期間③については、妻の保険料だけが納付済みとなっている。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和44年11月15日に発行されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期とも符合することから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人が42年11月9日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間①の保険料は過年度保険料となるが、申立人に改

めて当時の納付状況について事情を聴取しても、国民年金は加入するものと思っていたので、叔母から借金して保険料を納付したと陳述する以外に、申立人からは、叔母から借金したとする金額を含めて、申立期間①の保険料を納付したとする時期及び場所等に関して、何ひとつ具体的な陳述を得ることができなかつた上、叔母も既に亡くなっているため、申立人が申立期間①の保険料を過年度納付していたものと推認することは困難である。

申立期間②について、申立人は、当時は、申立人の同僚から保険料を預かり、申立人が自身の保険料と一緒に区役所で納付していたとし、同僚の申立期間②は保険料を納付済みであることが納付の根拠であると主張しているが、当該同僚の特殊台帳を見ると、申立期間②の保険料は、申立人及びその同僚がそれぞれ結婚した後の時期であり、かつ、申立人自身が保険料の納付に関与していないとする時期である昭和 50 年 10 月 2 日に、第 2 回目の特例納付により、さかのぼって納付していることが確認できることを踏まえると、当時、申立人が保険料と一緒に納付していたとする同僚も、それまでは申立人同様、申立期間②の保険料は未納であったものと考えられる。

また、結婚後、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻が、申立期間①及び②の保険料を特例納付した可能性についても検証したところ、妻の国民年金手帳は、結婚前の昭和 47 年 6 月 26 日に妻の実家である A 県において交付されており、その時点で時効により納付できない 43 年 12 月から保険料が納付済みとなっているが、現在保管されている妻の特殊台帳(昭和 50 年度から 59 年度までの記録)には、第 2 回目及び第 3 回目のいずれの特例納付においても納付した記録が無いことから、同年金手帳が交付された当時に実施されていた第 1 回目の特例納付により、さかのぼって保険料を納付していたものとみるのが自然である上、妻は、結婚前は実家の両親が保険料を納付してくれていたもので、当時の詳しい納付状況は分からないとし、妻自身も、結婚後に夫婦の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述していることなどを踏まえると、妻が申立人の申立期間①及び②の保険料を特例納付していたものとは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③について、申立人は、結婚後は、申立人の妻が夫婦の保険料と一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、申立期間③の保険料は、妻は納付済みである上、結婚後の申立人及びその妻の納付記録を見

ると、申立人の申立期間③を除き、保険料の納付を要する国民年金被保険者期間においてともに保険料を完納し、厚生年金保険及び第3号被保険者との切替手続も適切に行われていることから、妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間③は3か月と短期間である上、その前後の期間は保険料を納付済みであることなどを踏まえると、申立期間③について、納付意識の高い申立人の妻が、自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで  
② 昭和50年10月から52年2月まで

私は、昭和49年10月に会社を退職後、個人経営の店に勤務したが、そこは厚生年金保険の適用事業所ではなく、店主から国民年金に加入するよう勧められたので、A市B区役所で国民年金に加入した。それ以降、次の会社に就職するまで、送付されてきた納付書を区役所に持参して保険料を納付していた。

この期間に相当する昭和49年10月から52年2月までの29か月間のうち、途中の6か月間のみが、平成21年になって納付済期間と認められたが、残りの申立期間①及び②についても、保険料を納付しているはずなので納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、平成21年6月18日に、既に申立人の基礎年金番号に統合されていた国民年金手帳記号番号（昭和56年6月にC市において払出し）以外に、A市B区において払い出された別の国民年金手帳記号番号の存在が判明し、申立期間①直後の昭和50年4月から申立期間②直前の同年9月までの6か月間を保険料の納付済期間として追加訂正されていることが確認できる。

そこで、申立人のB区における国民年金の加入時期を調査すると、同区で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和49年11月ごろと推定され、申立人が会社を退職後に、店主に勧められて、同区役所で国民年金に加入したとする申立内容と一致する

とともに、加入時点において、申立期間①の保険料は、現年度保険料であり、区役所窓口で納付することが可能であったものと考えられる。

また、申立期間①は6か月間と短期間である上、申立期間①直後の昭和50年4月から同年9月までの保険料を現年度納付していることが、申立人に係る当時の特殊台帳により確認できることなどを踏まえると、申立人が申立期間①の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人に係るB区の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和51年1月10日付けで、申立期間②の始まる50年10月\*日にD市へ転出したとして職権転出処理を行ったものの、後に転入地から返戻されたことが記載され、52年2月10日付けで、不在被保険者として管理されたことをうかがわせる記載が確認できる。

また、申立人は、B区役所で国民年金に加入した当時の住所は、知人宅の住所であり、そこは仮住まいであったので、1年も経たないうちに同区内で転居するとともに、その後、C市へ転出したが、B区役所で国民年金に関する住所変更手続を行った覚えは無いと陳述していることなどから、国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合し、申立期間②の納付書が、申立人に到達しなかった可能性も否定できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールによりすべて確認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、上記二つの手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年4月まで

国民年金制度が発足した当時、サラリーマンの妻は加入しなくてよいと知ってはいたが、結婚のため会社を退職した際、厚生年金保険の脱退手当金で婚礼用品を購入することができ、年金のありがたさを身にしみて知ったなどの経験もあり、年金の重要性について繰り返し広報もされていたので、まだ赤ん坊であった子供を背負って、自分自身で区役所へ行き、加入手続を行った記憶がある。

申立期間の保険料については、3か月ごとに自宅に来ていた女性の集金人に月額100円ぐらいを納付し、薄い茶色（ベージュ色）のような表紙の国民年金手帳に丸い印を押してもらっていたことを覚えている。

当時、同じ集合住宅に住んで、仲良くしていた友人たちとも、年金のことを話題にしていたことを覚えており、これらの友人たちは、いずれも申立期間の保険料は納付済みとなっているようなのに、私だけが未加入期間で未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間以外に未納は無く、夫の種別変更手続も適切に行い、夫婦共に申立期間以降60歳までの国民年金保険料を完納しているなど、夫婦の保険料納付及び諸手続を担っていたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金への加入動機、加入手続の状況、国民年金保険料の徴収方法及び国民年金保険料額等について、具体的かつ詳細に陳述しているところ、これらは、当時の制度状況及び申立人が居住していた地域の状況と符合している。

さらに、申立人と同じ共同住宅に居住していた隣人は、申立期間当時、申立人も一緒に同じ集金人に納付していたと証言し、同人の納付記録を見ると、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降の保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、同じく申立人と同じ共同住宅に居住していた友人（故人）の夫からは、申立人から国民年金への加入を勧められ、夫婦で加入したが、申立人は自身が加入済みであったことから、このように加入を勧めてくれたのだと思うとの証言が得られたところ、同人夫妻の納付記録を見ると、いずれも昭和 38 年 4 月以降の保険料を現年度納付していることが確認できるほか、申立人が一緒に納付していたとして名前を挙げた別の友人（故人）の納付記録をみても 36 年 4 月以降の保険料が現年度納付されていることが確認できる。

このほか、夫婦は、申立期間当時の生活状況について、転居もしておらず生活は安定していたとしており、納付意識の高い申立人が国民年金の加入手続を行わず、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月まで

私は平成 18 年 8 月に社会保険事務所（当時）に行き、私の国民年金の納付記録について照会をしたところ、昭和 45 年度から 47 年度にかけての保険料が未納とされていることが分かった。

兄が慌てて家族全員の納付記録を調べると、昭和 46 年度を中心に未納とされている箇所が見つかり驚いた。

昭和 45 年ごろ区役所から来た集金人に国民年金への加入を勧められたので家族 5 人一緒に加入し、兄は男性集金人から 5 人全員の保険料納付をまとめてくれと言われたので、毎回、兄が印紙を買い、5 人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。

集金人が昭和 46 年 2 月 9 日に昭和 45 年度分の最後の集金に来た際、来年の分として、46 年度の集金カードを作り、家族全員の 5 枚の集金カードを兄の国民年金手帳の 45 年度の印紙貼付部分の裏にホチキスで留めた。

昭和 46 年度の保険料はその集金カードに印を押す方法で納付し続けたが、昭和 46 年 12 月に「基礎台帳を作るのでご協力ください。」と集金人が言い、兄の国民年金手帳の昭和 45 年度の印紙貼付部分とともに、家族 5 人分の集金カードを切り取って持ち去った。

その後、集金カードを持ち去った男性の集金人は来なくなった。

納付していた保険料額ははっきりと覚えていないが、申立期間に係る家族全員の国民年金保険料を兄が納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和45年度以降、厚生年金保険に加入する前月の平成6年10月まで、申立期間の18か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は兄、兄嫁、次兄及び弟の家族5人で同居し、兄が5人分の国民年金保険料をまとめて集金人に納付したと申し立てているところ、申立人及びその家族の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和45年9月28日に払い出されており、納付記録を見ると、申立人家族の保険料は納付済期間のすべてが現年度納付されており、未納催告を受けた事跡も確認できない。

さらに、申立人は、昭和45年度の国民年金保険料については、国民年金手帳に検認印が確認できたことから、平成18年8月に未納から納付済みに記録を訂正されており、また、申立人の兄も同様に、申立期間直前の期間である昭和46年1月から同年3月までの期間について、平成18年9月に納付済みに訂正されている。

加えて、申立人家族が所持する国民年金手帳を見ると、申立人及びその兄の昭和45年度の印紙検認台紙は切り取られているにもかかわらず、申立人の兄嫁及び次兄の同年度の印紙検認台紙は切り取られずに残っており、また、兄嫁の国民年金手帳を見ると、昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料の印紙添付及び検認を45年10月から同年12月までの印紙検認欄で行っていることが確認できるなど、申立期間当時における申立人家族に係る保険料納付の記録管理及び収納事務が適正に行われていなかった状況が認められる。

このほか、申立期間は国民年金手帳記号番号払出日のほぼ直後の期間に当たり、住所変更も無く、生活状況は順調であり、国民年金保険料の納付に支障がある状況ではなかったと認められる申立人及びその家族が、加入手続後間もないこの期間についてのみ保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年3月まで

義妹が平成18年8月に社会保険事務所(当時)に行き、国民年金の納付記録について照会をしたところ、昭和45年度から47年度にかけての保険料が未納とされていることが分かった。

夫が慌てて家族全員の納付記録を調べると、昭和46年度を中心に未納とされている箇所が見つかり驚いた。

昭和45年ごろ区役所から来た集金人に国民年金への加入を勧められたので家族5人一緒に加入し、夫は男性集金人から5人全員の保険料納付をまとめてくれと言われたので、毎回、夫が印紙を買い、5人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。

集金人が昭和46年2月9日に昭和45年度分の最後の集金に来た際、来年の分として、46年度の集金カードを作り、家族全員の5枚の集金カードを夫の国民年金手帳の45年度の印紙貼付部分の裏にホチキスで留めた。

昭和46年度の保険料はその集金カードに印を押す方法で納付し続けたが、昭和46年12月に「基礎台帳を作るのでご協力ください。」と集金人が言い、夫の国民年金手帳の昭和45年度の印紙貼付部分とともに、家族5人分の集金カードを切り取って持ち去った。

その後、集金カードを持ち去った男性の集金人は来なくなった。

納付していた保険料額ははっきりと覚えていないが、申立期間に係る家族全員の国民年金保険料を夫が納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和45年度以降、60歳に至る平成16年\*月まで、申立期間の18か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は夫、義次弟、義妹及び義末弟の家族5人で同居し、夫が5人分の国民年金保険料をまとめて集金人に納付したと申し立てしているところ、申立人及びその家族の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和45年9月28日に払い出されており、納付記録を見ると、申立人家族の保険料は納付済期間のすべてが現年度納付されており、未納催告を受けた事跡も確認できない。

さらに、申立人の夫は、申立期間直前の期間である昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、国民年金手帳に検認印が確認できたことから、平成18年9月に未納から納付済みに訂正されており、また、義妹も同様に、昭和45年度の期間について、平成18年8月に納付済みに記録を訂正されている。

加えて、申立人家族が所持する国民年金手帳を見ると、夫及び義妹の昭和45年度の印紙検認台紙は切り取られているにもかかわらず、申立人及びその義次弟の同年度の印紙検認台紙は切り取られずに残っており、また、申立人の国民年金手帳を見ると、昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料の印紙添付及び検認を45年10月から同年12月までの印紙検認欄に行っていることが確認できるなど、申立期間当時における申立人家族に係る保険料納付の記録管理及び収納事務が適正に行われていなかった状況が認められる。

このほか、申立期間は国民年金手帳記号番号払出日のほぼ直後の期間に当たり、住所変更も無く、生活状況は順調であり、国民年金保険料の納付に支障がある状況ではなかったと認められる申立人及びその家族が、加入手続後間もないこの期間についてのみ保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 9 月まで

妹が平成 18 年 8 月に社会保険事務所（当時）に行き、国民年金の納付記録について照会をしたところ、昭和 45 年度から 47 年度にかけての保険料が未納とされていることが分かった。

兄が慌てて家族全員の納付記録を調べると、昭和 46 年度を中心に未納とされている箇所が見つかり驚いた。

昭和 45 年ごろ区役所から来た集金人に国民年金への加入を勧められたので家族 5 人一緒に加入し、兄は男性集金人から 5 人全員の保険料納付をまとめてくれと言われたので、毎回、兄が印紙を買い、5 人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。

集金人が昭和 46 年 2 月 9 日に昭和 45 年度分の最後の集金に来た際、来年の分として、46 年度の集金カードを作り、家族全員の 5 枚の集金カードを兄の国民年金手帳の昭和 45 年度の印紙貼付部分の裏にホチキスで留めた。

昭和 46 年度の保険料はその集金カードに印を押す方法で納付し続けたが、昭和 46 年 12 月に「基礎台帳を作るのでご協力ください。」と集金人が言い、兄の国民年金手帳の 45 年度の印紙貼付部分とともに、家族 5 人分の集金カードを切り取って持ち去った。

その後、集金カードを持ち去った男性の集金人は来なくなった。

納付していた保険料額ははっきりと覚えていないが、申立期間に係る家族全員の国民年金保険料を兄が納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和 45 年度以降、60 歳に至る平成 18 年\*月まで、申立期間の 21 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は兄、兄嫁、妹及び弟の家族 5 人で同居し、兄が 5 人分の国民年金保険料をまとめて集金人に納付したと申し立てしているところ、申立人及びその家族の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和 45 年 9 月 28 日に払い出されており、納付記録を見ると、申立人家族の保険料は納付済期間のすべてが現年度納付されており、未納催告を受けた事跡も確認できない。

さらに、申立人の妹は、昭和 45 年度の国民年金保険料については、国民年金手帳に検認印が確認できたことから、平成 18 年 8 月に未納から納付済みに記録を訂正されており、また、申立人の兄も同様に、申立期間直前の期間である昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間について、平成 18 年 9 月に納付済みに訂正されている。

加えて、申立人家族が所持する国民年金手帳を見ると、兄及び妹の昭和 45 年度の印紙検認台紙は切り取られているにもかかわらず、申立人及びその兄嫁の昭和 45 年度の印紙検認台紙が切り取られずに残っており、また、兄嫁の国民年金手帳を見ると、昭和 47 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料の印紙添付及び検認を 45 年 10 月から同年 12 月までの印紙検認欄で行っていることが確認できるなど、申立期間当時における申立人家族に係る保険料納付の記録管理及び収納事務が適正に行われていなかった状況が認められる。

このほか、申立期間は国民年金手帳記号番号払出日のほぼ直後の期間に当たり、住所変更も無く、生活状況は順調であり、国民年金保険料の納付に支障がある状況ではなかったと認められる申立人及びその家族が、加入手続後間もないこの期間についてのみ保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 49 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 44 年 8 月に結婚し、夫が A 区役所で婚姻届を提出した際に、私の国民年金の加入手続もしてくれた。

加入当初の保険料については、夫が夫婦二人分を区役所で納付し、その際に年金手帳に領収印を押してもらっており、途中から納付書に現金を添えて区役所又は銀行で納付するようになった。

夫は、いつも納期限内に納付していたと思うが、仮に期限が過ぎた場合においても、後にきちんと納付していた。

申立期間の保険料については、夫が納付書に現金を添えて区役所又は銀行で納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市 A 区において、昭和 44 年 4 月 1 日を国民年金被保険者資格の取得日として同年 8 月 13 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は合わせて 6 か月と短期間である上、それぞれ前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の夫は、いつも納期限内に納付するよう意識していたが、何回か納期限が過ぎた場合があり、その際は、後に送付されてきた納付書を使用して納付したと陳述しているところ、特殊台帳を見ると、申立期間①については、「50 催」と未納

催告の事跡が確認でき、申立期間②についても、不鮮明ではあるが未納催告が行われた事跡が確認できる。

加えて、特殊台帳を見ると、申立期間②直前の昭和49年1月から同年3月までの納付済期間について、当該期間に係る納付記録欄に「50 催」と未納催告の事跡が確認できるものの、同欄には現年度納付を示す押印も残されているなど事務処理が不整合となっている。

このほか、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続以降は、家業も順調で生活も安定しており、平成6年6月に申立人が会社勤務をするまでの期間については、未納の無いよう心がけていたとしている一方、それ以外の自身の未納期間については、納付した自信が無いと明確に記憶を整理しており、陳述の信ぴょう性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月26日から同年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD組織における資格取得日に係る記録を同年1月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月26日から同年7月30日までの期間について、戦時加算該当船舶であるD組織が所有するE船に乗っていたことが認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年7月30日まで

昭和19年9月\*日付けでA学校卒業後、同年10月にB社(現在は、C社)に入社し、しばらくは自宅待機していたが、20年1月下旬からE船に乗り組み、同船が沈没する同年7月\*日までF業務従事者として乗船していた。

船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年4月1日までの期間の加入記録が見当たらない上、同日からE船とは別の戦時加算の対象とならない船舶の船員保険加入記録になっていると回答を受けた。

申立期間について、E船乗務に係る船員保険被保険者期間及び戦時加算該当期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局発行の申立人に係る履歴書及びC社が保管する乗下船者氏名索引簿から判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和20年1月26日から同年7月30日までの期間において、B社が所有するE船に乗り勤務

していたことが認められる。

また、申立人は、D組織の組織、その管理下にあったE船の役割、同船沈没の経緯について詳細に陳述しており、申立人の陳述内容は具体的で不自然な点は無く、信ぴょう性が高いと認められる。

さらに、申立人が当時の部下でF業務従事者であったと名前を挙げている同僚は、申立期間において、E船に係る船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間当時は、管理令に基づき設置されたD組織が、一元的に船舶の管理・運営、船員の徴用等を行っていた期間であるところ、C社も、「申立期間当時、E船は、船舶を国の統制下に置くために設置されたD組織に管理されていた船舶である。」としている。

また、社会保険事務所がD組織に対し、保険料の納入告知を行っていたことから、D組織の管理下にあった船舶の所有者はD組織であり、D組織の管理下にあった船舶の船員も国の管理下にあったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月26日から同年7月30日までの期間について、E船に乗り、D組織における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年1月から同年3月までは、同僚の標準報酬月額の記録から100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっていることから回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月26日から同年7月30日までの期間について、戦時加算該当船舶名簿に船舶名が確認できるE船に乗っていたことから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年1月26日までの期間については、前述の乗下船氏名索引簿において、申立人に係る乗船記録は確認できない上、船員保険法の改正により船員保険の被保険者の範囲が拡大されて下船中の船員も被保険者となるのは、同年4月1日からであることから、申立人は、同年1月16日にE船に乗るまでは、被保険者になることはできなかったと認められる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、

控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和26年2月28日から同年3月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和26年7月20日から同年9月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月31日から同年9月1日まで  
② 昭和26年2月28日から同年3月1日まで  
③ 昭和26年7月20日から同年9月1日まで

厚生年金保険及び船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①は、A社B支店でE業務従事者として勤務するために同社本社から異動した時期である。申立期間②は、同社B支店から同社本社にお

いてF職として勤務するために異動した時期である。申立期間③は同社C支店で勤務した後、同社D支店においてE業務従事者として勤務した時期である。

昭和23年11月から27年4月まで、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、商業登記簿の記録、申立人の陳述及び申立期間前後の厚生年金保険及び船員保険の加入状況から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(昭和25年9月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和25年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に解散しているため不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和25年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、商業登記簿の記録、申立人の陳述及び申立期間前後の船員保険及び厚生年金保険の加入状況から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(昭和26年3月1日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年1月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に解散しているため不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和26年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、商業登記簿の記録、同僚の陳述内容、申立人の陳述

及び申立期間前後の船員保険及び厚生年金保険の加入状況から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（昭和26年9月1日にA社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所において、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、船員保険適用船舶の所有者となった記録も無いところ、同社C支店で被保険者記録の有る上記元E業務従事者は、「A社D支店でE業務従事者として勤務したが、同社C支店で勤務したことはない。」と陳述していることから、申立期間当時、同社D支店でE業務従事者として勤務していた者については、同社C支店で社会保険事務を一括管理していたと考えるのが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年6月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成9年4月から同年7月までは36万円、同年8月から同年12月までは41万円、10年1月から同年6月までは32万円、同年7月から11年5月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から11年6月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時は約36万円の給与を得ていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年7月までは36万円、同年8月から同年12月まで41万円、10年1月から同年6月までは32万円、同年7月から11年5月までは41万円と記録されていたところ、同年5月19日付けで、9年4月1日にさかのぼって、同年4月から10年3月までは19万円、同年4月から11年5月までは16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録において、同僚9人についても、申立人と同一日に標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、申立人を含む当該遡及訂正は、過去の定時決定及び随時改定を超えて行われており、不自然な処理と認められる。

加えて、A社に係る不納欠損決議書により、遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できるほか、当時に代表取締役であった者も、社会保険料を滞納していたと陳述している。

一方、申立人は、申立人及び元代表取締役の陳述から、A社においてB業務従事者であったことが確認でき、社会保険事務所から提出された同社に係る「債権みなし消滅の経過及び消滅に至った事由経過一覧表」を見ると、申立人の標準報酬月額が遡及して減額訂正された日（平成11年5月19日）の約10か月前に、体調不良の同社代表取締役に代わり社会保険事務所に来所したとの記載が見られるものの、それ以降に申立人に係る記載は見られない上、元代表取締役は、「社会保険事務所と滞納した保険料の処理を協議していたのは私であり、申立人は関与していなかった。」と陳述している。

以上の事実を総合的に判断すると、平成11年5月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について、9年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年4月から同年7月までは36万円、同年8月から同年12月まで41万円、10年1月から同年6月までは32万円、同年7月から11年5月までは41万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店及び同社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社B支店から同社C支店へ異動した時期であり、同社両支店に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の労働者名簿及び事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和59年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和59年2月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、事業主が資格喪失日を昭和59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成13年11月から14年9月までは26万円、同年10月は28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年11月26日まで

ねんきん定期便の内容を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より低い額で記録されていることが分かった。申立期間当時の給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成13年11月から14年9月までは26万円、同年10月は28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成14年11月26日）の前日の同年11月25日付けで、13年11月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に係る遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理が行われた平成14年11月25日時点において、A社の厚生年金保険被保険者は申立人を含めて20人であるところ、申立人を除く19人についても、申立人と同日付けで、13年11月1日等にさかのぼって標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

しかし、申立人提出の給料支払明細書を見ると、申立人の申立期間における給与額は26万円以上であり、26万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する不納欠損決議書により、A社が、平成14年1月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記の記録から、申立人は同社の役員ではないことが確認でき、複数の元従業員も、「申立人は申立期間当時、B業務を担当しており、社会保険業務には関わっていなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成14年11月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、申立人の標準報酬月額を13年11月1日にさかのぼって引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年11月から14年9月までは26万円、同年10月は28万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月1日から37年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年8月1日に、資格喪失日に係る記録を37年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月1日から37年4月1日まで  
② 昭和58年6月から同年10月まで  
③ 昭和60年1月から同年6月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、それぞれ勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社に勤務していたとする同僚の陳述、同社に係る自身の厚生年金保険加入記録は記憶と一致しているとする複数の元従業員の陳述及び申立人が申立期間後に勤務したD社及びE社に係る厚生年金保険の加入記録から判断して、申立人が申立期間にA社でF業務従事者として勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人とほぼ同時期に入社し、申立人と同じF業務従事者であったとする同僚は、その勤務したとする期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、F業務従事者であった複数の元従業員は、「F業務従事者は、入社後すぐに厚生年金保険に入れてもらっていた。」と陳述しているところ、同人

たちが記憶している自身の勤務期間は、前述の被保険者名簿における被保険者記録と一致している。

加えて、複数の元従業員の陳述から、申立期間当時のA社の従業員数は20人前後と考えられるところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間当時の被保険者数は19人から23人であることから、同社では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚のA社における昭和36年8月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に死亡しているため申立期間当時の状況は不明であるが、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年8月から37年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主は、「申立人の氏名を記憶しておらず、賃金台帳を確認したが、申立期間に申立人の記録は無い。」と陳述している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

なお、前述の事業主は、「当時の賃金台帳を見ると、申立期間後の昭和59年6月から同年10月まで申立人に対して給与を支給していた記録があるが、申立人の給与から保険料は控除していない。当時は、継続して勤務が見込める従業員について、入社後しばらくして厚生年金保険の加入手続を行っていたため、申立人の加入手続はしていない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無

く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間にC社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、申立期間より前の昭和59年7月に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、申立期間より後の63年1月に改めて適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人は、申立期間において雇用保険に加入しているが、申立人と同様に、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和59年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後も継続して申立期間に雇用保険に加入している元従業員は、「正確な時期は記憶していないが、C社から、厚生年金保険をやめるので、国民年金の加入手続を行うように言われた記憶がある。」と陳述しているところ、オンライン記録から、当該元従業員が、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、商業登記の記録から、C社は、平成10年にG社に合併され解散していることが確認できることから、同社の関連会社であるH社に照会したが、申立期間当時の資料は保存していないとしていることから、これらの事業所から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 19 日から 32 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 12 月 1 日から 40 年 3 月 3 日まで

私の厚生年金保険加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間は脱退手当金支給済みとなっているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金は請求しておらず、受け取ってもいないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある同一事業所であるA社及びB社における被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、4回の被保険者期間のうち、最初の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人のA社における被保険者期間のうち、昭和32年12月1日から40年3月3日までの期間は、脱退手当金が支給済みとされている一方で、申立期間直前の28年6月1日から31年5月15日までの当該事業所における被保険者期間については脱退手当金が支給されておらず、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年1月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年5月21日から同年6月1日まで  
② 平成14年7月1日から同年10月1日まで  
③ 平成14年10月1日から15年1月21日まで

申立期間①のB社については、給料支払明細書が無く詳細は分からないが、給与振込口座では平成14年2月28日、同年3月29日、同年4月30日、同年5月31日の計4回の給与支払いが確認できるが、厚生年金保険の加入記録は3か月となっていることに納得ができない。

申立期間②のA社には、平成14年7月1日から15年1月20日まで勤務しており、当時の給料支払明細書では4か月の保険料控除が確認できるのに、厚生年金保険の加入記録は3か月間となっていることに納得ができない。

また、申立期間③に係る標準報酬月額の記録も実際の給与支給額とは異なっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人提出の給料支払明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までの期間においても、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人提出の給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成14年7月1日から同年9月1日までの期間について、申立人提出の給料支払明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間①について、B社提出の社員台帳及び雇用保険の記録によると、申

立人の離職日は平成14年5月20日であることが確認できる。

また、B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失日とオンライン記録は一致している上、同社提出の当時の賃金台帳を見ると、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことも確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち、平成14年7月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のB社における資格取得日は昭和21年2月8日、資格喪失日は22年11月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年2月及び同年3月は50円、同年4月から22年5月までは300円、同年6月から同年10月までは600円とすることが妥当である。

また、申立人のA社F工場における資格取得日は昭和23年8月1日、資格喪失日は24年7月22日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年8月から同年12月までは2,100円、24年1月から同年4月までは2,700円、同年5月及び同年6月は3,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人のE社における資格取得日は昭和25年12月10日、資格喪失日は27年6月10日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年12月から26年7月までは4,000円、同年8月から27年1月までは5,000円、同年2月から同年5月までは8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月8日から22年11月30日まで  
② 昭和23年8月1日から24年7月22日まで  
③ 昭和25年12月10日から27年6月10日まで

私の夫は、夫の兄と一緒に、B社に勤務しており、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、B社における厚生年金保険の加入記録が判明したので、私の夫も、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、私の夫が生前に直筆した履歴書には、G県に所在していたA社に勤務したと記載されているので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

さらに、私の夫は、「H社を退職後に、E社に勤務した。」と、生前、私に話をしていたので、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、上記の履歴書によると、私の夫は、昭和24年ごろに「C氏名」から「D氏名」に改名したと記載されている。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の兄は、「申立人と一緒にB社に勤務し、申立人はI業務をしていた。」旨陳述していることから、申立人の兄のB社における厚生年金保険の記号番号の前後の記号番号について厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を調査したところ、申立人の氏名と一字異なるものの、生年月日が一致する昭和21年2月8日から22年11月30日までの期間に係る基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できる。

また、申立期間②について、申立人自筆の履歴書に記載されているG県に所在したA社F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の氏名と一字異なるものの、生年月日が一致する昭和23年8月1日から24年7月22日までの期間に係る基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間③について、E社に係る被保険者名簿を調査したところ、申立人と氏名及び生年月日が一致する昭和25年12月10日から27年6月10日までの期間に係る基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できる。

ところで、上記の履歴書によると、「昭和24年ごろに『C氏名』から『D氏名』に改名した。」との記載があることから、申立人の戸籍謄本を調査したところ、申立人は昭和24年11月25日に「C氏名」から「D氏名」に改名していることが確認できる。

また、上記の申立期間①及び②における未統合の被保険者記録は、いずれも氏名が「C氏名」と記録されており、上記の履歴書及び戸籍謄本により確認できる当時の氏名である「C氏名」と一致している。

さらに、申立人の兄及び妻の陳述並びに上記の履歴書により、申立人は、申立期間においてそれぞれの事業所に勤務していたことが推認される。

これらを含めて総合的に判断すると、上記の未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のB社における資格

取得日は昭和 21 年 2 月 8 日、資格喪失日は 22 年 11 月 30 日、A 社 F 工場における資格取得日は 23 年 8 月 1 日、資格喪失日は 24 年 7 月 22 日、E 社における資格取得日は 25 年 12 月 10 日、資格喪失日は 27 年 6 月 10 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人の B 社における被保険者記録から、昭和 21 年 2 月及び同年 3 月は 50 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 300 円、同年 6 月から同年 10 月までは 600 円とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人の A 社 F 工場における被保険者記録から、昭和 23 年 8 月から同年 12 月までは 2,100 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 2,700 円、同年 5 月及び同年 6 月は 3,000 円とすることが妥当である。

さらに、申立期間③の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人の E 社における被保険者記録から、昭和 25 年 12 月から 26 年 7 月までは 4,000 円、同年 8 月から 27 年 1 月までは 5,000 円、同年 2 月から同年 5 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月19日から同年5月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年5月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年6月28日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月19日から同年5月19日まで  
② 平成4年6月28日から同年7月1日まで

私は、実父が経営するB社のD業務従事者として、A社に入社する前日まで勤務していたのに、申立期間①の1か月間の記録が抜けている。

A社では、C業務従事者として勤務し、平成4年6月30日に賞与も受け取り、同日付けで結婚退職した。しかし、資格喪失日が同年6月28日となっており、申立期間②の1か月の記録が抜けているのは納得がいかない。

申立期間①及び②とも、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業所提出の賃金台帳及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の賃金台帳で確認できる平成元年4月分の保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤により、申立人の資格喪失日を1か月誤って平成元年4月19日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録並びに当時の事業主及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記事業主は、「当時、給与は、月末締め翌月20日支払であった。申立人は平成4年6月末の30日まで勤務していたので、翌月の7月20日に支払った6月分給与から保険料を控除していたのは間違いない。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年5月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、「事務過誤により、申立人の資格喪失日を平成4年6月28日と届け出た。」旨を回答していることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届け出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和36年1月30日）及び資格取得日（昭和37年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和36年1月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から37年4月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 30 日から 37 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 6 月から 38 年 2 月までの期間、A社において正社員のB職として勤務していた。

しかし、ねんきん特別便で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間が空白期間となっていた。

A社においては、寮に住み込み、一度も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、同社において、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、36 年 1 月 30 日に資格を喪失後、37 年 5 月 1 日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間もA社において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「申立期間中も記録のある前後の期間と同じ身分、勤務形態で、勤務時間及び業務内容等に変化は無く、給与手取額も申立期間の前後において変化があったとは記憶しておらず、申立期間中も保険料はずっと控除されていたと思う。」旨を陳述しているところ、申立人と同様に申立期間当時の



被保険者記録に空白が生じている複数の同僚は、いずれも「自身の記録が空白となっている期間も継続して勤務しており、申立人とは同じ部署で同じ職種、身分及び勤務形態で勤務しており、申立人も私たちが記録のある前後の期間と同じ勤務形態で同じ業務を行い、空白期間も給与から社会保険料は控除されていた。」旨陳述している上、このうちの一人からは、「申立期間当時、弟が入社し一緒に寮に住み一緒に勤務していた中で、弟の記録はあるのに、私の記録が抜けているのは、何かの間違いである。」旨の陳述が得られたところ、同人の弟の被保険者記録を見ると、陳述のとおり、申立期間を含む昭和 35 年 6 月 1 日から 38 年 4 月 26 日までの記録が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において被保険者記録のある同僚に照会したところ、多数の同僚は、「当時、厚生年金保険への加入について希望を聞かれたことは無かった。」と回答しており、申立人は「厚生年金保険への加入は会社が決めており、途中で加入を辞退したことは無い。」旨陳述していることとも符合している。

加えて、申立期間当時、中学校卒業後に A 社に入社し、申立人と一緒に寮に住み、同質の業務に従事していた年少の同僚 3 人には、いずれも申立期間における被保険者記録が確認できる上、申立人の申立期間に係る保険料控除が継続していなかったことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 35 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人とほぼ同年齢で同職種の同僚の記録から、36 年 1 月から同年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月から 37 年 4 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 49 年 10 月に解散している上、事業主も既に死亡しているため当時の事情を確認できないものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 36 年 1 月から 37 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月20日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月20日から同年3月1日まで  
② 昭和44年10月1日から45年7月1日まで  
③ 昭和50年3月1日から同年7月1日まで  
④ 昭和53年4月16日から56年4月1日まで  
⑤ 平成2年5月7日から6年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①の加入記録が無い旨の回答をもらった。また、申立期間②、③、④及び⑤の標準報酬月額の記録は、実際に支給されていた給与等より低く記録されていることが分かった。

申立期間①については、A社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②についても、A社で勤務していたが、直前の期間の標準報酬月額が6万円なのに、5万6,000円に下がっている。申立期間当時、給与額が下が

ることは無かったので、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円に訂正してほしい。

申立期間③については、標準報酬月額が17万円と記録されているが、D社から受け取った給料支払明細書により、18万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を18万円に訂正してほしい。

申立期間④及び⑤については、B社及びC社に勤務していたが、記録されている標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低額とされているので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の在職証明書、雇用保険の記録及び申立人から提出された昭和42年の源泉徴収票から判断すると、申立人が申立期間も同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年3月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成14年に適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③、④及び⑤については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書に記載された保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④及び⑤については、申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（一部の月は無し）に記載された保険料控除額及び報酬月額を基に算定した標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、事業主は、申立人の申立期間の給与について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額が6万4,000円である旨主張している。

しかし、A社は平成14年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間の保険料控除の状況は確認できない。

また、申立期間の標準報酬月額の定時決定に係る算定対象期間は、昭和44年5月から同年7月までの期間であるところ、申立人から提出された同年5月及び同年6月の給料支払明細書（昭和44年7月の給料支払明細書は無し）を見ると、給与支給額は5万円と記載されている。

さらに、申立人から提出された昭和44年分及び45年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額）は、オンライン記録の標準報酬月額等から算定した社会保険料の合計額と比較して低額であるか又はおおむね一致していることが確認できる。

加えて、E厚生年金基金の記録においても、申立期間の標準報酬月額は5万6,000円と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間②、④及び⑤について、申立人の主張を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、④及び⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C工場から同社D本社へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の備考欄に「D本社転出」と記載されていること、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和48年3月1日にA社C工場から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、前述の資格喪失確認通知書においても、事業主が昭和48年2月28日を資格喪失日として社会保険事務所に対して届け出たことが確認できる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を13万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月21日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間について、賞与の支払いと保険料の控除が確認できる賞与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成17年12月21日支給分の賞与に係る賞与支給明細書及び事業所提出の源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額から、13万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成2年5月19日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年5月19日、資格喪失日に係る記録を同年6月21日とし、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月ごろから同年6月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、平成2年5月ごろに入社し、1か月間勤務した。私が所持する同年6月分の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社に係る平成2年6月の給与明細書（平成2年6月25日支給）により、申立人は、同年5月19日から同年6月20日まで同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載された総支給額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月21日から同年2月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支店から同社C本店へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、賃金台帳及び総務担当者の陳述から、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し(昭和55年2月21日にA社B支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の申立人に係る昭和55年2月の賃金台帳の保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和55年1月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年5月20日から24年5月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年5月20日）及び資格取得日（昭和24年5月14日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、23年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月20日から24年5月14日まで  
② 昭和29年8月5日から30年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。申立期間①については、A社において、その前後と継続して勤務していた期間であり、申立期間②については、B社において、その前後と継続して勤務していた期間であるため、両期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和21年10月14日に資格を取得し、23年5月20日に資格を喪失後、24年5月14日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推定できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において被保険者であった者は申立人を含め48人確認できるが、一度資格を喪失した後に、再度資格を取得している者は、申立人以外には見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年4月の社会保険事務所の記録及び22年6月1日から23年7月31日までの期間に適用された標準報酬月額の等級区分から、同年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは900円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため申立期間当時の状況は不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年5月から24年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、同僚一人の陳述から、申立人が申立期間もB社に継続して勤務していたことが推定できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚照会の結果から、申立人が同社において被保険者資格を再取得した昭和30年5月1日と同じ日に被保険者資格を取得している者が30人みられ、このうち連絡が取れた8人全員が各人の記憶する勤務開始日から数か月以上経過してから被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間当時、同社は、従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させておらず、当該日に未加入の従業員を一括して厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

また、同僚の一人は、「申立期間当時、人員整理が始まって会社を辞めた。」と陳述しており、前述の被保険者名簿では厚生年金保険への一括加入から2か月も経過しない昭和30年6月20日までにB社の従業員全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年12月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月21日から同年12月7日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には平成14年12月7日まで勤務しており、当該期間の保険料控除が確認できる給与明細書を当該事業所が提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書(写)、A社が提出した在籍証明書及びタイムカードから判断すると、申立人が同社に平成14年12月6日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成14年11月分の給与支給明細書の保険料控除額及び給与支給総額の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成14年11月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が41万円である旨の回答をもらったが、申立期間の給与支払明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間について正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳（写）及び給与支払明細書（写）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により41万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、事業所で保存していた申立期間に係る被保険者標準

報酬決定通知書においても、報酬月額が 41 万円となっていることから、事業主が 41 万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録は、資格取得日が平成8年4月1日、資格喪失日が9年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月30日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社から関連企業であるC社へ移籍出向した時期であり、A社は、資格喪失日を誤って届け出たことを認め、記録事項訂正届を提出しているため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元経理担当者は、「A社では、関連会社への出向時は通常、1日付けで厚生年金保険の資格を喪失させるが、申立人については、申立期間当時の事務担当者が誤った届出を行ったのではないかと。届出は誤ったとしても、申立人の申立期間（平成9年3月）に係る厚生年金保険料は、平成9年4月16日支払の給与から控除しているはずである。」と陳述していることから、申立人は、同社に継続して勤務し申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年2月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年5月25日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで  
② 昭和26年5月25日から同年6月1日まで

申立期間①について、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間の加入記録が無いとの回答があった。同年2月に入社し、B業務従事者(男子筋肉労働者)として勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、勤務していた子会社のC社が災害により再建不能となり、本社であるA社で継続して勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社でB業務従事者(男子筋肉労働者)として勤務していたと申し立てているところ、同社の回答並びに同社



提出の退職金計算書から判断すると、申立人は昭和19年2月に入社以降、申立期間①を含め同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「昔の資料は廃棄済みのため、詳しいことは不明であるが、申立人は昭和19年2月から在籍しており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は『19年6月1日』となっていることから、当時、既に適用事業所であったことは明らかであることから、当社では、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料も控除し、納付していたと考えられる。」と回答している。

さらに、オンラインシステム稼働準備期間中の昭和57年ごろに社会保険庁（当時）が作成し保存していた「健保記号番号順索引簿」では、申立人の資格取得日は「昭和19年6月1日」と記録されている。

一方、オンライン記録によると、申立人の資格取得日は昭和19年10月1日であることが確認できる。申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票を見ると、「最初ノ資格取得年月日」欄には「昭和19年6月1日」、「備考欄」には、当該被保険者が男子一般労働者であることを示す『改』の表示が認められることから、これを基に申立人は男子一般労働者として同年10月1日を資格取得日として取り扱われた可能性が考えられる。

しかし、申立人が同じ部署にいた同職種の同僚として名前を挙げた者の当該索引票を見ると、申立人と同様に、資格取得日は昭和19年6月1日、備考欄には男子一般労働者である旨を示す『改』の表示があるものの、同人はA社において男子筋肉労働者として同年6月1日に資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

また、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「当該索引票は戦後に復元されたものと思われるが、申立人が自身はB業務従事者であったと主張しているのであれば、この『改』印が復元時に正しい情報に基づき押印されたものとする根拠は希薄であり、昭和19年6月1日以降は被保険者として取り扱われ、保険料を徴収されていた可能性がある。」旨陳述している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、A社における最初の資格取得日は昭和21年10月1日となっており、オンライン記録にある19年10月1日から21年10月1日までの期間に係る被保険者記録が反映されていないことが確認できる。日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、A社に係る当時の被保険者名簿は戦災で焼失した旨回答している。

以上のことから、社会保険事務所における記録管理が適切であったとは認められず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票における『改』の表示が正しい記録に基づき押印されたものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和19年6月1日に男子筋肉労働者として労働者年金保険被保険者資格を取得した旨

の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A 社提出の退職金計算書及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 26 年 5 月 25 日に子会社の C 社から A 社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 26 年 6 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、事業主が昭和 26 年 6 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年5月9日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月10日から46年9月1日まで  
② 昭和50年9月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和54年3月31日から56年5月1日まで

申立期間①について、夫がA社に勤務していた昭和43年2月から46年8月までの期間について、7万円ぐらいの給与をもらっていたのに、標準報酬月額はそれよりも大幅に低い記録(昭和43年2月から44年9月までは2万4,000円、同年10月から45年9月までは3万円、同年10月から46年8月までは3万3,000円)となっているので、正しい標準報酬月額(7万円)に訂正してほしい。

申立期間②について、夫がC社に勤務していた期間のうち、昭和50年9月30日から同年12月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③について、夫がB社に勤務していた期間のうち、昭和54年3月31日から56年5月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間②及び③の申立事業所であるC社とB社は、事業主が同一人で所在地も同じであり、通称はF社と呼んでいた。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、B社は昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人も同日付けで資格を喪失しているところ、同事業所に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「54. 8. 27 届出」との記録があり、当該記録について、日本年金機構Dブロック本部E事務センターでは、「申立事業所に係る適用事業所全喪届は昭和54年8月27日に提出され、所轄の社会保険事務所（当時）では当該届に基づき厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を同年3月31日に遡<sup>そきゆう</sup>及して処理した可能性が有る。」旨陳述している。

また、上記被保険者名簿を見ると、申立人は、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の昭和54年5月8日付けで健康保険被保険者証の再交付を受けた記録が確認できるところ、上記事務センターでは、「少なくとも昭和54年5月8日時点においては、申立人はB社において厚生年金保険の被保険者でもあったことが推認される。」としており、少なくとも申立人が同事業所において、同年5月8日まで勤務していたことが推認できる。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、昭和54年1月8日付けで資格を取得していた同僚について、同年7月13日になって、さかのぼって同人に係る当該資格の取得が取り消されていることが確認できるところ、同名簿の被保険者増減表の記録によると、係る資格の取得取消が行われた同年7月13日時点において被保険者であった申立人を含む3人の資格喪失<sup>じせき</sup>手続が行われた事蹟は確認できないことなどから、申立人等3人の資格喪失届は、上記全喪届と併せて同年8月27日に提出され、遡及して処理されたものと考えるのが相当である。

加えて、当該遡及処理前の記録から当該処理日において、B社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人について、昭和54年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、同事業所での勤務実態から判断して、同年5月9日であったと認められる。

なお、昭和54年3月及び同年4月の標準報酬月額については、申立人のB社における同年2月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和54年5月9日から56年5月1日までの期間については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人自身も死亡しているため陳述が得られないほか、申立期間当時の事業主及び同僚も所在不明のため事情照会ができず、ほかに関連資料等も見当たらないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認ができ

ない。

申立期間②について、申立人は、C社に継続して勤務していたとして、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立人は、上司及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から、申立期間②における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

そこで、C社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録の有るすべての被保険者（14人）に対し事情照会を試みたものの、これら全員の所在が不明であるため、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

さらに、申立人は、C社及びB社は、通称「F社」と呼ばれていたことから、オンライン記録において、当該通称名を含めた各種事業所名称で検索を行ったが、該当する適用事業所は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②及び③のうち、昭和54年5月9日から56年5月1日までの期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③のうち、昭和54年5月9日から56年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の関連資料を保存していない上、当時の保険料控除に係る記憶は無いとしている。

そこで、A社に係るオンライン記録から、申立期間当時に被保険者記録の有る同僚17人全員を調査したところ、申立人と同一日に資格を取得している同僚1人が確認できるところ、当該同僚の資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額（2万4,000円）であり、翌年度の定時決定では2万8,000円（申立人は、3万円）、翌々年度の定時決定では3万円（申立人は、3万3,000円）、となっており、それぞれ申立人より低い額で記録されている。

また、当該同僚に照会したところ、「申立人のことは同期入社と同僚として覚えている。当時の給与明細は保存していないが、私の給与は4万円から5万円ぐらいであったので、A社が報酬月額を低く届出していたかもしれない。」旨の陳述が得られた。

さらに、被保険者名簿から抽出した17人のうち、連絡先の判明した10人に照会し、7人から回答を得られたものの、その全員が「申立期間当時の給与明細を所持していない。申立期間当時の厚生年金保険料に係ることは分からない。」旨の陳述をしている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡しているため、申立期間①における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年1月8日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）E工場における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から22年3月5日まで  
② 昭和26年1月8日から同年2月1日まで

申立期間①について、夫は昭和8年2月にA社に入社し、39年3月31日に定年退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

なお、申立期間①のうち、昭和17年6月1日から19年4月まではC社(D国)で勤務し、同年4月4日から21年7月27日までは陸軍に召集され、復員後はA社E工場で勤務していた。

申立期間②について、夫はA社E工場から同社F支店に転勤したが、継続して勤務していたのに昭和26年1月8日から同年2月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の妻提出のA社における永年勤続褒状及び同僚の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年2月1日にA社E工場から同社F支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社E工場における昭和25年12月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人提出のA社における永年勤続褒状から、申立人は昭和8年2月から同社に在籍していたものと認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録がある62人を抽出し、このうち所在の判明した24人に照会し、19人から回答を得たものの、申立人を記憶している者はいなかった。

また、申立人の妻は、結婚前のことで詳細は分からないものの、申立人はA社では地位のある立場にあったとしていることから、再度、申立人が資格を取得した昭和22年3月時点の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額とほぼ同額の66人を抽出し、このうち所在の判明した16人に照会したものの、回答の得られた9人も、申立人を記憶していないとしている上、申立期間当時の状況についても確たる陳述は得られなかった。

さらに、申立人の妻が名前を挙げた同僚二人は、「申立人は昭和30年代以降に私の上司になったが、それ以前のことについては分からない。」、「寮と一緒に住んでいたところに、申立人からD国にいたとは聞いたが、その他については入社以前のことでもあり分からない。」と陳述している。

次に、申立期間①のうち、昭和17年6月1日から19年4月4日までの期間についてみると、申立人の妻の陳述によると、召集されるまでの当該期間については、申立人はD国に所在したA社の現地事務所の責任者として勤務していたと陳述しているところ、外地の事業所には、労働者年金保険法は適用されないこと、また、仮に、内国給与が支給されていたとした場合でも、上記のとおり、申立人提出の永年勤続褒状には、申立人の肩書は主事又は参事と記載されていることからみて、当時、申立人は被保険者となることのできる「男子筋肉労働者」としては取り扱われていなかったとみられることなどから、申立人は当該期間において労働者年金保険の被保険者資格を取得していなかったものと推認される。

また、申立期間①のうち、昭和19年4月4日から21年7月27日までの期間についてみると、上記のとおり、申立人がA社において、被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情は無いところ、軍歴証明書によると、申立人は



19年4月\*日に召集され、その後、21年7月\*日に復員するまでの当該期間は、兵隊としての兵役期間であることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和21年7月27日から22年3月5日までの期間についてみると、申立人が復員後、A社E工場において資格を取得するまでの当該期間における在籍、勤務実態及び保険料控除について、同社では資料が保存されておらず不明と回答している上、上記のとおり、多数の同僚に照会したものの、申立人の在籍及び保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和47年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、A社での私の勤務期間のうち、昭和47年11月30日から同年12月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びA社発行の在籍証明書等から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し(昭和47年11月30日にA社C支店から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の資格取得日を昭和47年12月1日と届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間のうち、平成8年10月1日から9年10月1日までの期間の標準報酬月額が実際の標準報酬月額より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社会保険事務所の受付印が押された平成8年の標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、同社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円と届け出ていることが確認できる。

また、B年金事務所は、「当事務所には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出書類は残存しないが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額は34万円と決定すべきであり、24万円と決定していることは、当事務所の事務処理過誤と言わざるを得ない。」旨回答している。

さらに、オンライン記録によれば、平成8年10月1日の定時決定において、申立人の標準報酬月額を24万円と決定する処理が同年8月27日付けで行われ、当該処理以降に申立人の標準報酬月額の訂正処理が行われた事跡は無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年10月1日から23年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月2日から22年6月2日まで  
② 昭和22年10月1日から23年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和21年11月2日から勤務しており、また、22年9月から24年1月までの期間は、同社の子会社であるC社に出向していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人提出の勤続表彰及びB社の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社の関連会社に継続して勤務し（昭和22年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年1月1日であることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人提出の勤続表彰及び同僚から提出された昭和21年11月\*日付けの慰安旅行の写真から、申立人が申立期間もA社で勤務したことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、上記の写真に写っている12名のうち8名は、申立人と同一日の昭和22年6月2日にA社で資格を取得していることが確認でき、また、当該8名のうち聴取することができた2名は、それぞれ20年5月ごろ及び21年1月ごろに同社に入社したと陳述している。

さらに、申立人が自身よりも先に入社したとする複数の上司も、申立人と同一日の昭和22年6月2日に資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、当時、A社では、従業員を必ずしも入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、B社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

なお、申立人提出の厚生年金保険被保険者証を見ると、資格取得日は昭和22年6月2日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B本社から同社C支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日にA社B本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主が昭和46年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年4月12日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月12日に、資格喪失日に係る記録を同年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年6月15日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和44年4月から同年6月まで正社員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和44年4月12日から同年6月20日までA社で勤務したことが認められる。

また、複数の元従業員は、「A社では、厚生年金保険は強制加入であった。」と陳述しているほか、申立期間当時の従業員数は約100人であったと陳述しているところ、当該期間における社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数は136人であることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、複数の元従業員は、「入社してすぐに厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、申立期間にA社で被保険者記録が有る者のうち、雇用保険の記録を照会することができた8人は、いずれも厚生年金保険及び雇用保険における資格取得日は一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿における申立人と同年代の元従業員の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月1日から22年6月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和21年5月1日）及び資格取得日（昭和22年6月1日）を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和25年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から22年6月1日まで  
② 昭和25年1月1日から同年2月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社提出の職員原簿から、申立人が申立期間もA社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、資格喪失日欄は、点線で上段と下段に区分されており、申立人の資格喪失日欄の上

段部分には、オンライン記録上の資格喪失日である昭和 21 年 5 月 1 日の日付が記載されている。しかし、同日は、同名簿において申立人の標準報酬月額が最後に改定された日であり、同日を資格喪失日とした場合、不自然な記録であると考えられる。

また、申立期間の前後の期間において、申立人と同様、上記被保険者名簿の資格喪失日欄の上段部分に昭和 21 年 5 月 1 日の日付が記載され、下段部分が空欄となっている者が複数名見られ、このうちオンライン記録で資格喪失日が確認できる 7 名中 2 名のオンライン記録上の資格喪失日は、それぞれ 30 年 1 月 1 日及び 36 年 11 月 25 日であり、当該 2 名に係る同欄の上段部分の日付は、オンライン記録上、資格喪失日として記録されていない。

さらに、上記被保険者名簿において、資格喪失日欄の上段部分に昭和 21 年 5 月 1 日の日付が記載され、同欄の下段部分に別の日付が記載されている複数名のうち、オンライン記録で資格喪失日が確認できる 1 名は、同欄の下段部分に記載された日付とオンライン記録上の資格喪失日が一致している。

加えて、上記被保険者名簿において、資格喪失日欄の上段部分に昭和 22 年 6 月 1 日と記載され、同欄の下段部分が空欄となっている 2 名のオンライン記録上の資格喪失日は、それぞれ 26 年 7 月 16 日及び 29 年 9 月 11 日であり、同欄の上段部分の日付は、オンライン記録上、資格喪失日として記録されていない。

また、上記被保険者名簿において、資格喪失日欄の下段部分にのみ日付が記載されている複数名のうち、オンライン記録で資格喪失日が確認できる 6 名中 4 名は、同欄の下段部分の日付とオンライン記録上の資格喪失日が一致している。

さらに、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立人の資格取得日が昭和 22 年 6 月 1 日と記載されている名簿を見ると、申立人と同じページに記載された 14 人の元従業員は、資格取得日が申立人と同日の同年 6 月 1 日と記載されているが、このうち複数名は、オンライン記録上の資格取得日が 19 年 10 月 1 日となっているほか、その他の複数名の資格取得日についても、取得日が取消線で取り消され、同年 6 月 1 日に訂正されている。

これらのことから、資格喪失日が記録された上記の被保険者名簿について、資格喪失日欄の上段部分に記載された日付は、資格喪失日ではなく、同欄の下段部分に記載された日付が資格喪失日であると考えられ、同名簿には、申立人の資格喪失日が記載されていないと考えられる。また、資格取得日が記録された上記の被保険者名簿について、複数の元従業員の資格取得日の記載はオンライン記録上の資格取得日と異なっているほか、ほかの複数名についても、資格取得日がさかのぼった日付に訂正された記載が確認できることから、同名簿における資格取得日の記録は不自然であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）における年金記録の

不適切な管理により、申立人のA社B工場における加入記録が失われたと考えるのが相当であり、申立人は、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和21年5月1日）及び資格の取得日（昭和22年6月1日）を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における21年4月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社提出の職員原簿及び同社の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し（昭和25年1月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和25年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、控除した保険料と納付した保険料が相違すれば、納付していないことに気付くはずであるとして、納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、2万9,000円及び2万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は2万9,000円、17年12月25日は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年12月25日

平成16年12月25日及び17年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年12月25日は2万9,000円、17年12月25日は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日及び17年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、2万9,000円及び2万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は2万9,000円、17年12月25日は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 25 日  
② 平成 17 年 12 月 25 日

平成16年12月25日及び17年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年12月25日は2万9,000円、17年12月25日は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日及び17年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、2万9,000円及び2万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は2万9,000円、17年12月25日は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年12月25日

平成16年12月25日及び17年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年12月25日は2万9,000円、17年12月25日は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業



主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日及び17年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、2万9,000円及び2万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は2万9,000円、17年12月25日は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年12月25日

平成16年12月25日及び17年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年12月25日は2万9,000円、17年12月25日は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日及び17年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社本社から同社B工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(平成9年7月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、同社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日は平成9年6月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社本社から同社B工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(平成9年7月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、同社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日は平成9年6月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社本社から同社B工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いのないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(平成9年7月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、同社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日は平成9年6月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社本社から同社B工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(平成9年7月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、同社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日は平成9年6月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社本社から同社B工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(平成9年7月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、同社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日は平成9年6月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月19日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の所得税源泉徴収簿及び保険料控除明細書により、申立人は、申立期間において、《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月19日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿及び保険料控除明細書において確認できる保険料控除額から、《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月19日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿及び保険料控除明細書において確認できる賞与額から、《標準賞与額》(別紙①一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
大阪 事案7283	女		昭和43年 生		62万円
大阪 事案7284	男		昭和31年 生		62万円
大阪 事案7285	男		昭和51年 生		50万円
大阪 事案7286	男		昭和47年 生		50万円
大阪 事案7287	男		昭和53年 生		32万円
大阪 事案7288	女		昭和53年 生		47万円
大阪 事案7289	男		昭和52年 生		38万円
大阪 事案7290	女		昭和52年 生		36万円
大阪 事案7291	男		昭和49年 生		18万円
大阪 事案7292	男		昭和55年 生		30万円
大阪 事案7293	男		昭和45年 生		18万円
大阪 事案7294	男		昭和44年 生		15万円
大阪 事案7295	男		昭和31年 生		62万1,000円
大阪 事案7296	男		昭和35年 生		62万1,000円
大阪 事案7297	男		昭和36年 生		62万1,000円
大阪 事案7298	男		昭和41年 生		62万1,000円
大阪 事案7299	男		昭和45年 生		62万1,000円
大阪 事案7300	男		昭和46年 生		59万1,000円
大阪 事案7301	男		昭和50年 生		62万1,000円
大阪 事案7302	女		昭和50年 生		62万1,000円
大阪 事案7303	男		昭和52年 生		41万円
大阪 事案7304	男		昭和50年 生		59万円
大阪 事案7305	男		昭和44年 生		11万9,000円
大阪 事案7306	男		昭和41年 生		9万8,000円
大阪 事案7307	男		昭和45年 生		62万1,000円
大阪 事案7308	女		昭和52年 生		23万円
大阪 事案7309	男		昭和48年 生		25万円
大阪 事案7310	女		昭和53年 生		6万円
大阪 事案7311	男		昭和56年 生		5万円
大阪 事案7312	女		昭和55年 生		5万円
大阪 事案7313	男		昭和48年 生		5万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における16年12月20日の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》(別紙②一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年12月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いと申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立人は、平成16年12月20日に支給された賞与において、《標準賞与額》(別紙②一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る平成16年12月20日の標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険

厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る16年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
大阪 事案7314	男		昭和27年 生		146万2,000円
大阪 事案7315	男		昭和37年 生		146万2,000円
大阪 事案7316	男		昭和29年 生		136万1,000円
大阪 事案7317	男		昭和24年 生		133万1,000円
大阪 事案7318	男		昭和42年 生		136万8,000円
大阪 事案7319	男		昭和43年 生		131万3,000円
大阪 事案7320	男		昭和43年 生		146万2,000円
大阪 事案7321	男		昭和49年 生		87万5,000円
大阪 事案7322	男		昭和48年 生		68万5,000円
大阪 事案7323	男		昭和52年 生		75万円
大阪 事案7324	男		昭和52年 生		64万9,000円
大阪 事案7325	男		昭和44年 生		80万2,000円
大阪 事案7326	女		昭和46年 生		78万8,000円
大阪 事案7327	女		昭和44年 生		83万5,000円
大阪 事案7328	女		昭和52年 生		62万6,000円
大阪 事案7329	女		昭和54年 生		54万1,000円
大阪 事案7330	男		昭和53年 生		49万円
大阪 事案7331	男		昭和51年 生		64万1,000円
大阪 事案7332	男		昭和47年 生		144万2,000円
大阪 事案7333	男		昭和46年 生		121万6,000円
大阪 事案7334	女		昭和50年 生		62万2,000円
大阪 事案7335	女		昭和50年 生		55万1,000円
大阪 事案7336	女		昭和50年 生		3万円
大阪 事案7337	女		昭和20年 生		146万2,000円
大阪 事案7338	男		昭和31年 生		146万2,000円
大阪 事案7339	男		昭和38年 生		98万9,000円
大阪 事案7340	男		昭和47年 生		72万7,000円
大阪 事案7341	男		昭和50年 生		57万4,000円
大阪 事案7342	女		昭和50年 生		53万6,000円
大阪 事案7343	女		昭和45年 生		61万6,000円
大阪 事案7344	女		昭和49年 生		9万8,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年12月まで

私は、昭和43年ごろ、母が私の国民年金の加入手続をし、それから60年に結婚するまでは兄姉と一緒に継続して納めてもらってきた。それなのに申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

すべて母に任せていたので金額、納付間隔及び納付場所は分からないが、当時同居していた母、兄と家業を手伝いに来ていた姉がすべて納付済みであり、自分だけが未納とされているのは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろに、母が国民年金の加入手続を行い、同年11月から60年3月に結婚するまでの保険料も母が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和48年3月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、国民年金手帳番号の払出時点では、申立期間は時効の成立により、制度上、保険料が納付できない期間になっている。

さらに、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付を担当していた母がどのような納付方法で行ったのか記憶は定かではない上、母は既に死亡しており、申立期間当時の納付状況を確認できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 大阪国民年金 事案 4576

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から50年3月まで  
② 昭和50年4月から51年3月まで

私及び妻は、結婚を契機に昭和50年4月にA市B区役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行った。私は、加入手続の際に、市職員から「今なら、御主人もさかのぼって国民年金保険料が納付できますよ。」と言われ、46年3月から50年3月までの国民年金保険料を、納付書を使って郵便局で納付した（申立期間①）。

さかのぼって納付した私の国民年金保険料は、20万円ぐらいだと記憶しているが、保険料を納付する際に、翌月から開店する店舗の備品等の支払いも同時に行ったので、詳細は分からない。

昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を、納付書を使って郵便局又は区役所内の金融機関で現年度納付していたが、納付期間及び金額については覚えていない（申立期間②）。

私たち夫婦は、結婚後の昭和50年5月から、開店して毎年青色申告しており店の経営も順調で、生活も安定していたので、国民年金の未納は考えられない。私の申立期間の納付記録をもう一度調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年4月に、A市B区役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行った際に、国民年金課の職員から「さかのぼって国民年金保険料が納付できる。」と説明され、申立期間①の保険料を数日後に郵便局で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民健康保険の加入時期をみると、昭和50年4月26日に資格を取得していることがA市の記録から確認でき、申立人が同日に国民年金課を訪れた可能性は否定できない。また、同年4月は、第2回特例納付実施期間中であることから、申立人が、この時、国民年金課の職員から特例納付制度について説明されたとする陳述に不自然さは無いと考えられる。

しかし、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出された任意加入被保険者の資格取得日から昭和52年3月に国民年金の加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。また、この時期は第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）前であり、申立期間①の保険料を特例納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（貯金通帳等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が国民年金の加入手続をしたと推定される昭和52年3月時点では、過年度納付することは可能であるが、申立人は、過去の未納保険料をまとめ払いした記憶は無く、B区役所から郵送された納付書により、毎月又は数か月ごとに定期的に納付したと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による申立期間①及び②の納付の可能性を確認するため、国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は会社を退職後、結婚を契機に、昭和50年4月に夫婦でA市B区役所に行き国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

国民年金に加入後、自宅に送られてきた納付書で、夫が夫婦二人分の保険料を郵便局又は区役所内の金融機関で納付してきた。

申立期間の保険料に係る詳細については、保険料を納付してくれた夫も内容あるいは金額についての詳細は覚えていないが、私たち夫婦は、結婚後、店を開き、店の経営も順調で、生活も安定していたところで、夫の性格上、何年も国民年金を未納にしておくとは考えられない。

未納と記録されている私の申立期間について、納付記録をもう一度調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所から送られてきた納付書で、夫が国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出された任意加入被保険者の資格取得日から昭和52年3月に国民年金の加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。また、この時点で、申立人は申立期間の保険料を過年度納付することは可能であるが、納付を担当していた申立人の夫は、妻の過去の未納保険料をまとめ払いした記憶は無く、B区役所から郵送された納付書により毎月又は数か月ごとに定期的に納付したと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による申立期間の納付の可能性を確認す

るため、国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年11月まで

私は、昭和46年当時、国民年金に任意加入していたが、自身の意思で「保険料の納付をしばらく休みたい。」と集金人に申し出て、いったん資格を喪失したことを覚えている。その後、昭和50年ごろA市役所の年金課に出向き改めて国民年金に再加入し、46年ごろ資格を喪失して以降の未納であった保険料をすべて支払いたいと申し出た。

市役所の男性職員から、「すべてをさかのぼることはできませんが、過去2年分は納付することはできます。」と説明を受け、その場でまとめて2年分で数千円程度の保険料を現金で納付したと思っていたが、いつまでの保険料をさかのぼったのかどうかははっきりせず、また領収証書等を受け取った記憶は無い。

申立期間について、保険料が納付されていないことについて、もう一度よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろにA市で国民年金の再加入（任意）手続きを行い、同時に過去の未納保険料2年分を過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の資格喪失欄を見ると、申立人は昭和46年4月4日に国民年金任意被保険者資格を喪失し、50年12月17日に資格を再取得していることが確認でき申立内容と符合しているが、申立人が国民年金の再加入手続きを行った時点においては、国民年金未加入期間である申立期間の保険料を過年度納付することは制度上できない。

また、申立人は、A市役所窓口で申立期間の保険料を過年度納付したと主張

しているが、昭和 50 年当時同市では過年度保険料を収納する取扱いは無く、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4579（事案 2640 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から46年3月まで

私は、会社員ではなく自営業だったので国民年金に加入するよう母が勧めてくれた。母が、私の加入手続及び加入後の保険料の納付をしてくれていたので詳しいことは分からないが、当時、年金手帳を見せてもらったこと、及び家に集金人が来ていたことを覚えている。

また、一度目の結婚の時に、母から年金手帳は今後妻に預けるということを聞いていたので、結婚後は妻が保険料を納めてくれていたと思う。最初の手帳は離婚したころに無くなったので、離婚した妻が間違えて持って行ったのかもしれない、その妻も既に他界しており確認できないが、保険料は納めているはずである。

さらに、前回の申立てについて、年金記録確認第三者委員会では記録の訂正が認められなかったが、私の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれる兄弟、近隣の住人及び元集金人の息子さんなど数名の人がいるので、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が、昭和46年11月12日であり、手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、39年5月から43年12月までの保険料は、時効により制度上納付することができないほか、44年1月から46年3月までの保険料は市の集金人に納付することのできない過年度保険料となり、申立期間の保険料について申立人の家族が集金人に納付していたとの申立内容に符合しない上、申立人は、過去の未納保険料をまとめ払いした記憶は無く、保険料を納付したとする申立人の母親及び元妻からも申立期間の保険料をまとめ払いしたこと

を聞いた記憶が無いと陳述していること、また、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その形跡は見当たらなかったなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料納付状況を説明するため、申立人の兄弟、近隣の住人などの証言の聴取を求めた。

しかし、当時の事情を知っているとする兄弟、近隣の住人などのそれぞれの証言からは、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されたことを具体的に酌み取ることはできなかった。

また、申立人が当時集金人であったとする者は既に死亡している上、申立人が集金人の家族から聞き及んでいる内容からは、申立人の保険料納付をうかがわず具体的な状況を把握することはできなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年3月まで

私は、会社を退職後、厚生年金保険を脱退した。厚生年金保険を脱退すれば国民年金に加入すべきものだと知っていたので、加入手続の場所及び時期は覚えていないが、加入手続を行い、保険料を納付したと思う。

申立期間の保険料が未納の記録とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和45年10月28日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、会社を退職した43年12月に加入手続を行ったとする申立人の陳述と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が定かでないことを陳述していることから、申立期間の保険料をさかのぼって納付したことをうかがうことはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から58年3月まで

昭和56年6月に夫が会社を退職した時、社長から「国民年金及び国民健康保険に加入するように」と言われたことを夫から聞いた。

当時、子供がよく病気になっていたので、昭和56年6月又は同年7月ごろ、A市役所で国民健康保険の加入手続をした時、応対した職員に夫が会社を退職したことを伝え、国民年金に加入するように案内されたので、国民年金の加入手続をし、定期的に自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年6月又は同年7月ごろ、申立人夫婦の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和58年9月ごろに加入手続をしていることが申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から推定できる。この場合、加入手続時点において、申立期間は過年度保険料としてさかのぼって納付することが可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人の夫のオンライン記録を見ると、申立期間を含む昭和56年7月から59年3月までの保険料は未納となっている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年9月まで

私が25歳のころ、A県B市役所から連絡があり、納付していなかった20歳の時からの国民年金保険料を請求された。その請求書を実家から来ていた母が見て納付するようにと注意され、当時独立開業をした人生の節目であったので、保険料をさかのぼって納付することにした。しかし、金額が大きかったことから、役所に電話して保険料を2回に分割して納付する交渉をし、銀行から2回に分けて納付書により納付した。

具体的な納付金額及び納付の間隔は、はっきりと思い出せないが、上記期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、25歳のころにA県B市から勸奨を受け、それまで未納となっていた20歳からの国民年金保険料を2回に分割し、さかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、前後の任意加入被保険者の加入日から、昭和51年1月ごろ国民年金の加入手続を行ったものと推定できる。この場合、申立人が申立期間の保険料を納付するには、特例納付制度を利用してさかのぼって保険料を納付する必要があるが、第2回特例納付実施期間が終了したのは50年12月31日であり、制度上特例納付することはできない。

また、仮に、申立人が特例納付終了直前の昭和50年12月に加入手続を行った場合には、関係行政機関は申立人に対し早急な期限内納付を勸奨したと考えられるが、申立人は当時そのような説明を受けた記憶は無いと陳述している上、申立人は自身が国民年金の加入手続及び2回に分割し保険料の納付を行った

とするものの、分割して納付した間隔及び納付した保険料額の記憶が定かでない。また、申立人の親族から当時の事情を聴取しても保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年3月までの期間及び平成元年4月から2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から同年3月まで  
② 平成元年4月から2年12月まで

私は、昭和60年に会社を退職後、独立して自営業を始めたので、厚生年金保険の任意加入を行い、年金受給権を得たので、国民年金保険料を納付しなくても良いと思っていた。

しかし、市の職員が自宅に来て、国民年金保険料を納付するようと言われて、妻が、私の国民年金の加入手続を行った。それ以降、2か月から3か月に一度、自宅に来る市の職員に、妻の保険料と一緒に、妻が保険料を納付した。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が、申立人と妻自身の保険料を一緒に納付していたとしているが、申立人及びその妻のオンライン記録によると、申立期間①及び②については、申立人の妻についても未納であることが確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人及びその妻のオンライン記録によると、いずれも平成5年に国庫金納付書が作成された旨の記録が確認でき、未納期間に対する催告が行われたものと推認され、過年度納付の取扱いができない集金人に定期的に納付したとする申立内容とは一致しない。

さらに、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付状況の詳細が不明である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から56年9月まで

私は、結婚を契機に会社を辞め、昭和49年10月又は同年11月ごろにA市役所で国民年金への加入手続を行い、保険料を納付してきたと思うが、A市での納付についてははっきりしない。しかし、50年10月にB市に転居してから56年10月にC市に転居するまでの間は、間違いなく保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月25日に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳からは、同年4月1日に国民年金の第3号被保険者制度が創設されたことに伴い、申立人が同年4月1日付けをもって初めて国民年金被保険者資格を取得した旨の記載が確認できることから、申立人は、この時点で国民年金への加入手続を行ったものと推認できる。このことは、申立期間当時、申立人が居住していたとするA市及びB市において、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらない状況とも一致する。この場合、申立期間を通して夫が厚生年金保険の被保険者であった申立人は、同年4月1日より前の期間である申立期間については任意の加入対象期間であることから、さかのぼって被保険者の資格を取得することができず、未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手

帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は84か月と長く、この間、行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難いほか、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から59年1月まで

私は、昭和50年12月ごろに将来の年金受給のことを考えて国民年金に任意加入し、加入後、61年4月に第3号被保険者になるまでの期間について、国民年金保険料を定期的に欠かさず納付してきた。途中で保険料の納付を中断したことは無く、中断する理由も無い上、加入をやめて再度加入手続きをしたような記憶も無い。したがって、申立期間が未加入期間となることは考えられず、続けて保険料を納めていたはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろに国民年金に任意加入し、その後は、61年3月の保険料まで定期的に欠かさず納付してきたとしているが、申立人の資格記録を見ると、50年12月26日に任意加入で資格を取得後、57年7月13日付けで資格を喪失し、その後59年2月21日付けで任意加入資格を再取得していることが、市の電算記録及び特殊台帳から確認でき、この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は当該資格の喪失及び再取得に係る届出を行ったことは無いとしているが、市の被保険者名簿には「喪失申出書」が昭和57年7月15日に提出され、同年7月13日付けで任意加入資格を喪失している旨の記載が確認できる上、申立人が所持する当時の年金手帳の記録欄には、同年7月13日付けで資格を喪失、59年2月21日付けで任意加入資格を再取得していることが明確に記載されており、任意加入の資格の取得及び喪失処理が加入者の意思表示を端緒になされていた状況に鑑みると、当該資格の喪失及び再取得については、申立人の意思により届出がなされたと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料額及び納付場所等、保険料納付をめぐる記憶は曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私の結婚前の国民年金保険料は、私が自宅に来る集金人に納付し、昭和37年2月に結婚してからは、妻が、私たち夫婦と私の母の3人分の保険料と一緒に、3か月ごとに自宅に来る集金人に納付してくれていた。

申立期間は、私の母だけが保険料の納付済期間となっており、私たち夫婦の保険料がともに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚前は、申立人自身が自宅に来る集金人に納付し、結婚後は、申立人の妻が、妻自身及び申立人の母親の3人分の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の母親及び申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期等を調査すると、母親は、申立人が結婚する直前の昭和37年1月に国民年金手帳記号番号が払い出されるとともに、その時点で現年度納付が可能であった36年4月から、母親が60歳期間満了となる46年\*月まで保険料を完納し、申立期間は保険料の納付済期間となっている。一方、申立人夫婦については、昭和41年度に区役所が実施した適用特別対策により、夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるほか、夫婦に係る当時の区の被保険者名簿を見ると、備考欄に「42. 1. 23 実調スミ」等の記載が認められることから、昭和42年1月ごろに、職権で夫婦の加入手続が行われたものと推定されるとともに、それぞれ国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できる。したがって、加入時期において、母親と大きく異なる上、夫婦が国民年金に加入した時点において、申立期間のうち、一部の期間は、時効により保険料

を納付できない期間であるとともに、時効にかからず納付が可能な期間のうち、41年3月以前の保険料は、過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿の納付記録欄を見ると、夫婦共に、昭和42年7月25日に、申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料を現年度納付して以降、3か月ごとの保険料を、すべて納付期限内の夫婦同一日に納付していることが具体的に記録され、それぞれのオンライン記録とも一致しているほか、当該納付記録の備考欄には、申立期間のうち、41年4月から42年3月までの1年間の保険料について、夫婦の加入手続きが行われたところとみられる同年1月23日に納付書を発行した記載が認められるが、妻は、過去にさかのぼって保険料をまとめて納付した記憶も、集金人以外に保険料を納付した記憶も無いと陳述していることなどを踏まえると、結婚後において、夫婦及び申立人の母親の保険料と一緒に集金人に納付していたとする妻の記憶は、申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料を現年度納付した同年7月25日以降の記憶であると考えるのが自然である。

さらに、申立内容のとおり、申立期間のうち、結婚前の保険料を、申立人自身が納付し、結婚後の申立人の保険料を、申立人の妻が妻自身及び申立人の母親の保険料と一緒に集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は6年間に及び、このような長期間にわたり、夫婦の納付記録のみが、二人同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立期間のうち、結婚前の保険料を申立人自身が納付していたこと、及び結婚後の保険料を申立人の妻が納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私の結婚前の国民年金保険料は、実家の父が納付してくれていたと思うが、昭和36年\*月に亡くなっているため、その詳細は不明であるが、37年2月に結婚してからは、私が、私たち夫婦と夫の母の3人分の保険料と一緒に、3か月ごとに自宅に来る集金人に納付していた。

申立期間は、夫の母だけが保険料の納付済期間となっており、私たち夫婦の保険料がともに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚前は、申立人の実家の父親が納付してくれていたと思うとし、結婚後は、申立人が、申立人の夫及びその母親の3人分の保険料と一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の夫の母親及び申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期等を調査すると、夫の母親は、申立人が結婚する直前の昭和37年1月に手帳記号番号が払い出されるとともに、その時点で現年度納付が可能であった36年4月から、夫の母親が60歳期間満了となる46年\*月まで保険料を完納し、申立期間は、保険料の納付済期間となっている。一方、申立人夫婦については、昭和41年度に区役所が実施した適用特別対策により、夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるほか、夫婦に係る当時の区の被保険者名簿を見ると、備考欄に「42.1.23 実調スミ」等の記載が認められることから、昭和42年1月ごろに、職権で夫婦の加入手続が行われたものと推定されるとともに、それぞれ国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できる。したがって、加入時期において、夫の母親と大きく異なる上、夫

婦が国民年金に加入した時点において、申立期間のうち、一部の期間は、時効により保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間のうち、41年3月以前の保険料は、過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿の納付記録欄を見ると、夫婦共に、昭和42年7月25日に、申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料を現年度納付して以降、3か月ごとの保険料を、すべて納付期限内の夫婦同一日に納付していることが具体的に記録され、それぞれのオンライン記録とも一致しているほか、当該納付記録の備考欄には、申立期間のうち、41年4月から42年3月までの1年間の保険料について、夫婦の加入手続きが行われたところとみられる同年1月23日に納付書を発行した記載が認められるが、申立人は、過去にさかのぼって保険料をまとめて納付した記憶も、集金人以外に保険料を納付した記憶も無いと陳述していることなどを踏まえると、結婚後において、夫婦及び夫の母親の保険料と一緒に集金人に納付していたとする申立人の記憶は、申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料を現年度納付した同年7月25日以降の記憶であると考えるのが自然である。

さらに、申立内容のとおり、申立期間のうち、結婚前の申立人の保険料を、申立人の実家の父親が納付し、結婚後の保険料を、申立人自身が申立人の夫及びその母親の保険料と一緒に集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立人の結婚前の住所地を含めて、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は6年間に及び、このような長期間にわたり、夫婦の納付記録のみが、二人同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立期間のうち、結婚前の申立人の保険料を申立人の父親が納付していたこと、及び結婚後の保険料を申立人自身が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年12月まで

私は、昭和36年1月に結婚し、実家のA県B市からC市D区へ転居した。その後、時期は定かではないが、D区の自宅に、実家の母が私の年金手帳（現在所持する国民年金手帳）を持参し、「何がしかの保険料を支払っておいたので、これからは自分で続けて支払いなさい。」と言われたことを覚えている。

それ以降は、私自身がD区において国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚前の昭和35年11月に申立人の実家であるA県B市において、当時申立人と同居していたとする申立人の兄と連番で払い出されているが、申立人は、36年1月に結婚し、C市D区に転居したとしているにもかかわらず、申立人の特殊台帳は、転居後約12年が経過した48年になって、B市を管轄する社会保険事務所（当時）からD区を管轄する社会保険事務所に移管されていることから、この間、申立人の国民年金に関する住所変更等の手続が適切に行われなかったことがうかがえる。

そこで、申立人が結婚後に、実家の母親が持参したとする申立人の国民年金手帳を見ると、発行日は、結婚後の昭和47年9月8日となっているが、そこに記載された最初の申立人氏名及び住所は、結婚前の氏名及び実家の住所であることから、当該年金手帳は、実家のB市において再交付されたものと推認できるとともに、その10日後の同年9月18日付けで、結婚後の氏名及び転居後のD区の住所に変更されている上、同日に、同年4月から同年9月までの保険料をD区役所の窓口で納付したことを示す検認印が認められることから、母親

が申立人の自宅に当該年金手帳を持参したとする時期は、同年9月ごろであったと考えられる。

また、当該国民年金手帳が再交付された昭和47年9月時点において、申立人は37歳を超えている上、B市では、当時、申立人を国民年金の強制加入被保険者として把握していたとみられることから、手帳再交付前の期間がすべて保険料の未納期間であるとする、35歳までさかのぼって保険料を納付しない限り、これ以降60歳期間満了まで保険料を納付しても、年金受給資格期間である25年間を確保できない状況であり、この場合、B市役所又は社会保険事務所において、実家に居住しているとされる申立人に対し、年金受給権確保のための納付勧奨が行われるものと考えられるところ、申立人も、母親から1年又は2年分の保険料をまとめて納付したようなことを聞いたことがあると陳述していることなどを踏まえると、実家の母親が、申立人に代わって、申立人が35歳に到達する直前であり、かつ、手帳再交付時点において時効にかかわらず納付が可能であった申立期間直後の45年1月から47年3月までの2年3か月の保険料をさかのぼって過年度納付したものとみるのが自然である。したがって、当該過年度保険料を納付した時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の兄は、申立期間のうち、昭和37年4月以降が保険料の納付済期間であることから、兄に当時の事情を聴取したところ、兄の保険料についても、母親が申立人の保険料と一緒に納付してくれていたと思うと陳述するのみであり、兄自身も申立人と共に保険料納付に直接関与していない上、母親も既に亡くなっているため、申立期間当時における保険料納付をめぐる実家の事情等については不明であるほか、申立期間は8年間以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールによりすべて確認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、現在の手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 平成9年3月

私が昭和45年2月に結婚するまで、父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。当時のことについて、父からは特に何も聞かされていないが、父は、きっちりとした性格で、税金など納付しなければならないものは必ず納付していたので、父の性格上、申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

結婚後は、夫が夫婦の保険料を一緒に納付してくれていたのに、申立期間②の1か月の保険料だけが未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

結婚前の申立期間①について、申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てていることから、保険料の納付等に直接関与していない上、父親も既に亡くなっているため、当時の申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和39年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推定され、国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、申立人の加入手続が行われた時点において、申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る国民年金手帳

記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

結婚後の申立期間②について、申立人は、申立人の夫が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、夫婦のオンライン記録を見ると、結婚後の納付状況は、基本的に夫婦同一であるとともに、申立期間②は、夫も同様に保険料の未納期間となっている。

また、特に申立期間②当時は、収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていたことから、夫婦一緒に保険料を納付していた具体的な納付記録が存在する中で、申立期間②の納付記録のみが、夫婦同時に欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付していたこと、及び申立人の夫が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から44年3月まで

私の国民年金保険料は、父が姉の保険料と一緒に納付してくれていた。当時のことについて、父からは特に何も聞かされていないが、父は、きっちりとした性格で、税金など納付しなければならないものは必ず納付していたので、父の性格上、申立期間について、姉の保険料だけを納付し、私の保険料を納付しないはずがない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料については、申立人の父親が、申立人の姉の保険料と一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月に払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものと推定され、39年8月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。一方、姉の手帳記号番号は、同年9月に払い出されていることから、申立人の加入手続の約5年前に加入手続が行われたものと推定され、姉は、36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、それぞれの加入手続が行われた時点において、申立期間は、姉の場合、保険料を集金人又は区役所窓口において現年度納付することが可能な期間であるが、申立人の場合は、申立期間のうち、一部の期間は、時効により保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかからず納付が可能な期間の保険料については、基本的に集金人又は区役所窓口において取り扱わない過年度保険料であり、申立人及びその姉とでは、申立期間に係る保険料納付の取扱いが異なるものと考えられるが、申立人及びその姉については、いずれも保険料の納付に直接関与していない上、父親も既に亡くなっていることから、当時の具

体的な納付状況は不明である。

また、申立人の父親が、申立期間の保険料を申立人の姉と一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は4年間以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から52年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間、61年1月から同年3月までの期間、平成元年2月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から52年3月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで  
③ 昭和58年1月から同年3月まで  
④ 昭和59年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和60年1月から同年3月まで  
⑥ 昭和61年1月から同年3月まで  
⑦ 平成元年2月  
⑧ 平成元年8月

はっきりとは覚えていないが、結婚をして間もない昭和48年2月ごろ、A市B区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったように思う。

申立期間の国民年金保険料については、当初は事業所に定期的に訪れる集金人に、妻が夫婦二人分の保険料を国民健康保険料と一緒に納付していた。妻が保険料を渡すと集金人がスタンプを押していたのを覚えている。

その後、時期は分からないが、口座振替で納付するようになった。

毎年、きっちり納付していたはずなのに、申立期間が未納と記録されているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入当初の国民年金保険料については、集金人に納付していたと申し立てているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和48年2月に、夫婦連番で払い

出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、47年3月以前の保険料は過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、特殊台帳を見ると、昭和49年度及び51年度欄に未納催告を示す記録があり、また、オンライン記録を見ると、平成2年9月10日付けで納付書が発行された記録もあるところ、申立人は、各申立期間の国民年金保険料について、当初の期間の保険料は集金人に納付し、その後、時期は定かではないが口座振替に変更したとする一方、さかのぼって納付したことは無いと陳述しており、これらの納付催告に応じて納付したことをうかがわせる事情も認められなかった。

さらに、申立期間①を除くほかの申立期間は、いずれも1か月ないし3か月と短期間であるものの、申立期間は8期間で、合わせて84か月に及んでおり、これほど多くの回数かつ長期間にわたって、行政側の国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人夫婦は国民年金保険料の納付状況等についての記憶が明確でなく、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から52年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間、61年1月から同年3月までの期間、平成元年2月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から52年3月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで  
③ 昭和58年1月から同年3月まで  
④ 昭和59年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和60年1月から同年3月まで  
⑥ 昭和61年1月から同年3月まで  
⑦ 平成元年2月  
⑧ 平成元年8月

はっきりとは覚えていないが、結婚をして間もない昭和48年2月ごろ、A市B区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったように思う。

申立期間の国民年金保険料については、当初は事業所に定期的に訪れる集金人に、私が夫婦二人分の保険料を国民健康保険料と一緒に納付していた。保険料を渡すと集金人がスタンプを押していたのを覚えている。

その後、時期は分からないが、口座振替で納付するようになった。

毎年、きちんと納付していたはずなのに、申立期間が未納と記録されているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和48年2月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点からみて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付する

ことは可能であるが、特殊台帳を見ると、昭和49年度及び51年度欄に未納催告を示す記録があり、また、申立人の夫のオンライン記録を見ると、平成2年9月10日付けで納付書が発行された記録もあるところ、申立人は、各申立期間の国民年金保険料について、当初の期間の保険料は集金人に納付し、その後、時期は定かではないが口座振替に変更したとする一方、さかのぼって納付したことは無いと陳述しており、これらの納付催告に応じて納付したことをうかがわせる事情も認められなかった。

また、申立期間①を除くほかの申立期間は、いずれも1か月ないし3か月と短期間であるものの、申立期間は8期間で、合わせて69か月に及んでおり、これほど多くの回数かつ長期間にわたって、行政側の国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人夫婦は国民年金保険料の納付状況等についての記憶が明確でなく、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から50年3月までの期間及び54年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から50年3月まで  
② 昭和54年10月から57年3月まで

国民年金の加入については、自分自身では手続をしていないのははっきりとは分からないが、20歳になった時に、母親が加入手続をしてくれたはずである。

申立期間①の国民年金保険料については、はっきりとは分からないが、母親が亡くなる昭和47年ごろまでは、母親が納付書を持って、区役所又は郵便局で定期的に納付していたはずであり、後でまとめて納付することは無かったと思う。

その後の国民年金保険料については、区役所から送付された送付書を持って、自分自身で銀行又は郵便局で納付していたと思うので、申立期間の約7年間も保険料を納付していないことはないはずである。

申立期間②の国民年金保険料については、勤務先の近くにあった銀行又は郵便局で、同僚社員に保険料と納付書を渡して納付してもらっていたはずである。

国民年金保険料額については、1期3か月分の保険料額は4,000円近くだったはずである。

申立期間①及び②のいずれの国民年金保険料も未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和45年11月28日に払い出されており、この手帳記号

番号の払出時点においては、申立期間①のうち、43年7月から45年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料については、定期的に納付しており、後でまとめて納付したことは無いはずであると陳述している。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、母親又は自分自身で区役所から送付された納付書を持って納付したとしているところ、申立期間①のうち、昭和43年7月から48年3月までの期間については、A市における保険料収納は、集金人による国民年金手帳への印紙検認方式が通例であり陳述内容と符合しない。

さらに、特殊台帳を見ると、昭和54年度、55年度及び56年度欄に、それぞれ納付催告の事跡があるものの、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いとしている。

加えて、申立人は、申立期間②当時の国民年金保険料額について、3か月当たり4,000円ぐらいであったと陳述しているが、当時の3か月当たりの保険料額は9,900円、1万1,310円及び1万3,500円のいずれかであり、金額も一致しない。

このほか、申立人自身は、国民年金の加入手続及び当初の期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親は既に他界しているため、加入手続並びに保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等が不明であり、また、申立人自身が保険料を納付していたとしている期間についても、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から39年12月まで

昭和34年から39年12月まで店に住み込みで勤務していた。40年1月に退職した時、店主から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しておいたと言われた。

その際、店主から国民年金手帳を受け取ったが、その手帳には、現在所持している手帳とは違う番号が記載されており、印紙<sup>は</sup>みたいなものが貼ってあった。

しかし、年金の裁定時、社会保険事務所（当時）で「これは別の番号だから」と言われゴミ箱へ捨てられた。

現在所持している国民年金手帳には、資格取得日が昭和37年9月1日と記載されており、この時から店を退職するまでの期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年6月1日を発行日とする国民年金手帳を所持している一方、当該手帳とは別の国民年金手帳記号番号が記載された手帳を所持していたはずであると申し立てている。

しかし、申立人は、昭和40年1月に退職する際、勤務先の店主から受け取ったとする別の手帳について、左のページに印紙が貼ってあったと陳述しているが、国民年金手帳は、左のページには検認印を押すとともに、右のページに印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>することとなっており、受け取った手帳が国民年金手帳であったかどうか確認できない。

また、申立人は、自身では国民年金法上の住所変更手続を行っていないとしているものの、勤務先の店主は申立期間当時、国民年金保険料を納付している

ことが確認でき、区役所が勤務先の店主を通じ、退職後も店主と交流のあった申立人の転居先を確認することは可能であったと考えられるところ、申立人は退職後、区役所から納付催告も受けた記憶は無いともしている。

さらに、申立人が現在所持している国民年金手帳は、昭和41年6月1日に、申立人が申立期間当時居住していた同じA市B区において発行されており、通常、同一区において、二つの手帳が払い出されることは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間について、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、一方、それを担っていたとする当時の勤務先の店主は、現在療養中のため必要な陳述を得ることができず、当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間当時の給与明細書を保管しており、平成 7 年 5 月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、平成 7 年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかし、雇用保険の記録における申立人のA社の離職日は、平成 7 年 5 月 30 日であり、厚生年金保険の記録と一致する。

また、A社の経理事務担当者は、「申立期間当時のことを確認できる資料は無いが、現在、A社の給与締切日は毎月 15 日で、支払日は 28 日である。保険料控除は翌月控除である。」と陳述し、さらに、申立期間当時、同社で事務全般を担当していた元同僚は、「申立期間当時は土曜日と日曜日が休みであった。」と陳述しているところ、前述の給与明細書の勤怠欄には、「出勤 4、有給 6、欠勤 1」と記されていることから、申立人は、平成 7 年 5 月 30 日まで是在籍して給与が支給されたが、同年 5 月 31 日は在籍していなかったと考えるのが自然である。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされてい

ることから、申立人の資格喪失日は、平成7年5月31日であり、申立人の主張する同年5月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から平成 3 年 11 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の役員及び元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「A社の希望退職の募集に応じていったん退職し、その約1か月後に復職したが、復職時の身分については覚えていない。給与についても、最初は日当でもらっていたかもしれないが、詳しくは覚えていない。また、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは全く覚えていない。」と陳述している。

また、申立人のA社及びその関連企業における雇用保険及び厚生年金基金の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における雇用保険及び厚生年金基金の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7347

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から同年 11 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務し、B業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の記録を保存していないため、申立人が申立期間に勤務していたかどうかは不明である。申立期間当時から在籍している従業員にも確認したが、申立人を記憶している者はいない。」としており、また、申立期間当時の事業主にも照会したが回答を得られなかったため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の名前を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者7人のうち連絡先の判明した4人に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務は確認できない。

加えて、元従業員の一人は、「申立期間当時、会社は女性従業員を補充していたが、パート及びアルバイトと同様の扱いで、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間を含む昭和50年4月2日から53年6月30日までの期間に被保険者資格を取得した者はいないことが確認できる。



また、別の元従業員も、「申立期間当時、申立人のようにB業務を行う女性従業員は10数人いたが、正社員でなくパート従業員であったと思う。会社は、これらの女性従業員を厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者である女性は、事業主のみであることが確認できる。

さらに、申立期間当時の従業員数について、申立人は、「50人から100人ぐらいだったと思う。」としており、照会に回答のあった複数の元従業員は、「17人から20人であった。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿で確認できる申立期間の被保険者数は7人である。

これらのことから、申立期間当時、A社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 7 日から 38 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険料控除について明確な記憶が無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 20 日から同年 9 月 7 日まで  
② 昭和 46 年 6 月 1 日から同年 8 月 2 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、A社に勤務した。申立期間②は、昭和 46 年 6 月 1 日からB社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間当時のA社の状況を具体的に記憶しており、当該記憶の内容が元従業員の陳述内容と符合していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 44 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、元従業員の一人名は、「私は、昭和 39 年 4 月にA社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は同年 5 月 1 日となっており、1か月の試用期間があった。」と陳述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もB社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、平成7年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、申立人が同社の工場長であったとして名字を記憶している者の連絡先は不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、前述の元従業員は、「申立期間当時、B社では、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。私自身も、昭和45年から同社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は46年4月1日となっている。厚生年金保険に加入する前は、保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る労働者年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
申立期間の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、申立期間について、労働者年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において申立期間を含め労働者年金保険被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、申立期間に資格を取得し、所在が確認できた同僚に照会を行ったが、申立人のA社における入社日及び勤務期間について具体的な陳述が得られず、確認することはできなかった。

また、複数の同僚からは、「入社後、技術を習得するまでの期間については、訓練期間として労働者年金保険に加入しない取扱いであった。また、被保険者資格を取得するまでの期間は、保険料を控除されていなかったと思う。」旨の陳述が得られたことから、申立期間において、A社は、すべての従業員を入社と同時に労働者年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社の社会保険事務を引き継いだB健康保険組合に照会を行ったが、申立期間における労働者年金保険に係る資料は無い旨を回答しており、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に

申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①はB社で、申立期間②はA社でそれぞれ勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所において、B社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、同事業所を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、「B社には事業主夫妻と自身以外に従業員はいなかった。」と陳述しているところ、当該事業主の所在は不明であり、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について聴取することができない上、申立人は、「給与から厚生年金保険料を控除されていたか覚えておらず、健康保険被保険者証をもった記憶も無い。」と陳述している。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間②については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 60 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「申立期間当時の関係資料は残っていないので、申立

人の勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る者に照会し回答の有った8人は、申立人を明確に記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、A社の元事業主は、「申立期間当時は従業員の入れ替わりが多く、入社後しばらくの間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。そのような場合には、従業員の給与から保険料を控除することは無かったと思う。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A組織奨学生として、申立期間①はB社で、申立期間②はC社でそれぞれ勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A組織発行の在籍証明書及び同僚の陳述から、申立人は申立期間にB社で奨学生として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のB社の代表者は既に死亡しており、申立人の申立期間における保険料控除等は確認できない。

また、B社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、上記同僚は、自身が同社で勤務していたとする期間（昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで）のうち、昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 7 月 10 日までの期間について、D社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立期間当時、B社の従業員は、D社において厚生年金保険に加入していたことが推認できるが、同社においても申立人の被保険者記録は無い上、同社は、上記同僚が資格を喪失している同年 7 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所ではない。

さらに、上記同僚は、A組織の奨学生として、昭和 42 年 4 月 1 日からB社で勤務したと陳述しているところ、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者

名簿を見ると、同年 10 月 1 日に資格を取得しており、そのほか、同名簿において 43 年 4 月 1 日に資格を取得している者は E 社で、同年 4 月 10 日に資格を取得している者は F 社で、いずれも A 組織の奨学生として 42 年 4 月 1 日から勤務したと陳述していることから、申立期間当時、D 社では、奨学生について、採用後 6 か月から 1 年程度は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、上記の 3 人は、いずれも、被保険者記録の無い勤務期間について、保険料を控除されていたかどうかは覚えていないと陳述している。

申立期間②については、A 組織発行の在籍証明書及び申立期間当時の代表者の妻及び同僚の陳述から、申立人が申立期間も C 社で奨学生として勤務していたことが確認できる。

また、C 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないものの、申立人は、同社に勤務した期間（昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで）のうち、昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 8 月 1 日までの期間について、同社を管轄する G 社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

しかし、G 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が資格を喪失した昭和 46 年 8 月 1 日と同一日に資格を喪失した者が、申立人を含めて 45 人いることが確認できるところ、申立期間当時の C 社の代表者の妻は、「C 社の従業員は、昭和 46 年 8 月 1 日まで G 社で厚生年金保険に加入していたが、資格喪失後は C 社で加入手続を行わず、保険料を控除することも無かった。」と陳述している。

また、申立人が C 社の同僚としている者、及び申立人と同様に申立期間に A 組織の奨学生として G 社傘下の支店で勤務していたとする 3 人は、いずれも昭和 46 年 8 月 1 日以降も各支店で勤務していたとしているが、資格喪失日以降に同社及びその他関連事業所での被保険者記録は確認できない。

さらに、当該 3 人は、いずれも、資格喪失後に事業主により給与から保険料を控除されていたかどうか分からないと陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間、A社B支店に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同社が事務手続を誤ったためと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店を昭和 60 年 6 月 30 日に退職したと申し立てている。

しかし、A社より提出された社員簿及び同社B支店における雇用保険の加入記録から、申立人は昭和 60 年 4 月 1 日に同社に入社した後、同年 6 月 29 日に退職していることが確認でき、同社における厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A社が加入するC健康保険組合及びD厚生年金基金における加入記録を見ても、申立人は昭和 60 年 4 月 1 日に資格を取得した後、同年 6 月 30 日に資格を喪失していることが確認でき、C健康保険組合では、「申立期間当時も現在と同様に、当組合を経由して社会保険事務所及びD厚生年金基金に資格喪失届を提出していたと思われ、複写式の届出用紙を使用していることから、当組合、同厚生年金基金及び社会保険事務所の記録は一致するはずである。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 9 月 1 日に A 社に入社し、38 年 2 月 28 日まで、同社内で B 業務従事者として勤務していた。

在籍期間中、健康保険被保険者証及び失業保険被保険者証は手元にあったことは記憶しているが、紛失してしまい、今は残っていない。

A 社で、常勤として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 2 月 28 日までの期間、A 社で勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者資格を有する従業員 29 人のうち、連絡先が判明した 20 人に文書照会を行ったところ、回答が得られた 9 人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における在籍状況が確認できない。

また、申立人が A 社で同じ B 業務従事者として働いていたとして名前を挙げた同僚 3 人については、前述の被保険者名簿において被保険者記録を確認することができない。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社名の商業登記簿の記録も見当たらないことから、当時の事業主等から申立人の在籍及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られ

ない。

なお、申立人は、「A社内のB部署で勤務し、同部署には機器が設置されていた。」と陳述しているところ、A社で申立期間当時に被保険者資格を有する従業員の一部は、「A社内には、機器が2か所程度設置され、当該機器で同社内の製品を一括して管理していたので、各部署には機器は設置されていなかったと思う。」と陳述していることから、申立人が勤務していたとするB部署は、A社とは別管理する個人事業所であった可能性も考えられるが、前述の同僚照会を行った従業員の中にB部署について記憶する者はいなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月5日から同年9月1日まで

私は、昭和24年2月1日から27年3月1日までA社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、26年1月5日から同年9月1日までの加入記録が無いとの回答を受けた。

途中退職した事実も無く、社会保険事務所の記録誤りとは考えられない。50年以上前のことなので給与明細書等は保存していないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間以前よりA社に勤務していた同僚の陳述から、申立人は申立期間のうち一定期間、同事業所に勤務していたことが推定できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立期間を含んだ前後の期間において、申立人と同様に被保険者期間の欠落が見られる同僚は、「自分自身の厚生年金保険の加入記録については間違っていない。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は、「当時、A社の経営状態は大変苦しかったと思う。」と陳述しており、申立期間当時において同事業所の厚生年金保険被保険者数が減少していることを踏まえると、事業主が何らかの事情により、申立人に係る喪失及び取得の届出を社会保険事務所に対して行ったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 3 日から同年 12 月 5 日まで  
② 昭和 36 年 12 月 20 日から 43 年 2 月 21 日まで  
社会保険事務所(当時)に年金の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和36年3月3日から同年12月5日までの期間及びB社に勤務していた同年12月20日から43年2月21日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁(当時)の記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年5か月後の昭和44年7月23日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和44年5月24日にC社会保険事務所(当時)で受け付けられていることが確認でき、この裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、同社のゴム印が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年ごろから 50 年 3 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、申立期間は定時制高校に通学しながら、A社においてB業務の正社員として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において定時制高校に通学しながらB業務の正社員として勤務していたと申し立てているが、申立人を雇用したとする個人事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社のD業務区域に係る業務を請け負った個人事業主が設立したC社に勤務し、同事業主と共に当該地域においてB業務を行っていたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所を設立した上述の個人事業主は、「私は、昭和 41 年 10 月にA社から独立し、申立人を 50 年ごろまで雇用したが、個人経営であったため、申立人には国民年金に加入するよう勧めた。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格の取得記録がある 54 人のうち、所在が判明した 16 人に対し申立人の申立期間における所属先について照会したところ、回答が得られた 8 人中 4 人は、「申立人は、A社の社員ではなく、同社に出入りしていた個人事業主に雇われていた者であった。この個人事業主は、A社から独立して事業所を設立し、同社から許可を得てB業務を行っていた。」と陳述しており、前述の個人事業主の陳述と一致する(ほかの 4 人は、申立人の所属先については不明と陳述。)

さらに、前述の回答が得られた8人中1人は「申立期間当時、A社には定時制高校に通いながら勤務していた者がいた記憶が無い。」と陳述している。

加えて、A社は平成2年4月1日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、申立期間当時の事業主及び役員も所在不明である上、申立人が記憶していた申立期間当時の同社の経理担当者も既に死亡しているため、申立人の会社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 54 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。A社には、昭和 50 年 4 月に入社し、54 年 10 月まで勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述内容から、申立人が申立期間もA社に継続して在職していたことが推認できる。

しかし、A社の元代表取締役は、「厚生年金保険の加入を希望しない人は加入させていなかった。また、厚生年金保険の手続及び給料計算業務は社会保険労務士に外部委託していたので、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのであれば、保険料控除もしていなかったはずである。」と陳述しており、また、複数の同僚も、「A社には、厚生年金保険に加入しない社員が大勢いた。」旨陳述していることからみて、同社では、従業員が在籍していた期間について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は平成 21 年 3 月 16 日に適用事業所ではなくなっている上、同年 3 月 \* 日に破産手続を開始しており、破産管財人は、「申立人の勤務期間、保険料控除等について会社の資料は残っておらず、すべて不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において連絡先の判明した 27 人に照会し、9 人から回答を得られ

たものの、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

また、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月中旬から 41 年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所 (当時) に夫の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い旨の回答であった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。  
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の息子は、「申立人は、大学卒業ごろから 1 年程度の期間、A社に住み込みで勤務していた。」と陳述していることから、期間までは特定できないものの、申立人の申立期間における勤務は推認できる。

しかし、上記の事業主の息子は、「申立人は、実家の家業を継ぐに当たって、見習いとして、親戚が経営するA社に住み込みで勤務していた。当時の資料が無いので、見習いを厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からない。」旨陳述している。

そこで、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録の有る同僚 28 人抽出し、連絡先の判明した 6 人に照会し、2 人から回答を得たところ、当時の経理事務員は、「申立人は、事業主の親戚で見習いであったので、厚生年金保険には加入していなかった。」とし、別の同僚は、「申立人が見習いとして勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険料の控除までは分からない。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正等の不自然な点も無い。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方による検索を行っ

たが、申立人の申立期間に係る被保険者としての記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7360

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から 58 年 7 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の上司及び同僚の陳述により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の上司及び同僚は、「申立人は申立期間において病気治療をするため週2回又は3回の遅出及び早退をしており、勤務時間が減らされた結果、嘱託及びパートへと扱いが変わり、厚生年金保険にも未加入であった。」と陳述している。

また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしているところ、申立人に係る基金の加入記録は厚生年金保険の記録と一致しており、申立期間において申立人に係る記録は無い。

さらに、A社では、厚生年金保険と、健康保険組合及び雇用保険とはセットで資格の取得及び喪失の手続を行っていたとしているところ、これらの加入記録はいずれも厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における記録は無い。

加えて、B社は、申立期間当時の賃金台帳は保管しておらず、申立期間の厚生年金保険料控除について確認する資料は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月10日から28年2月1日まで  
社会保険事務所(当時)に照会したところ、私がA社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。  
しかし、私は、昭和24年3月からA社に勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の親族及び同僚の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人は、申立期間に同事業所に在籍していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和26年12月21日に法人化してB社となった後、28年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、当該事業所は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、申立人がA社に入社後の一年間あるいは二年間程度、一緒に勤務した先輩とされる同僚は、所在不明である上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に当該事業所が適用事業所となった昭和28年2月1日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる申立人の後輩とされる同僚は、既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述が得られない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に当該事業所が適用事業所となった昭和28年2月1日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、27年ごろから当該事業所に勤



務していたとする同僚は、「B社が適用事業所となるまでの期間における私あるいは申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨回答している。

加えて、B社は、申立期間当時の資料等は残存していない旨回答している上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 17 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 3 年 9 月 17 日に A 社に入社し、現在に至るまで同社で継続して勤務している。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成 3 年 10 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、A 社発行の正社員証明書及び同社保管の社員マスターから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が所持する平成 3 年 10 月分の給与支払明細書では、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、A 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残存していないが、当社は翌月控除方式で厚生年金保険料を控除しており、申立人が所持する平成 3 年 10 月分の給与支払明細書では、厚生年金保険料が控除されていないので、申立人の給与から同年 9 月の厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

また、申立人が所持する A 社が加盟する B 健康保険組合の健康保険被保険者証から、同健康保険組合での申立人の被保険者資格の取得日は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同一日の平成 3 年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A 社が保管する社員マスターでは、申立人の厚生年金保険及び健康保険の資格取得日は、社会保険事務所及び B 健康保険組合の記録どおりの平成 3 年 10 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年ごろから44年ごろまで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和30年ごろから44年ごろまで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の役員及び同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが認められる。

しかし、当該同僚は、「入社して3か月たっても保険料控除が無かったので、会社に聞くと、『厚生年金保険に加入すると給与の手取額が少なくなる。』と言われ、加入しないことに同意した。その約4年後に、自ら申し出て厚生年金保険に加入した。」と陳述しているほか、ほかの元従業員も、「入社してしばらくは厚生年金保険に加入しておらず、健康保険被保険者証が必要になったときに、自ら申し出て厚生年金保険に加入した。」と陳述している。

また、上記の同僚が記憶する元従業員10人のうち2人は、A社において、被保険者としての記録は見当たらない。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間

に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、申立人は、「申立期間当時、B氏名又はC氏名で勤務したかもしれない。」と陳述していることから上記の被保険者名簿を確認したものの、該当する被保険者は見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間は、申立人が厚生年金保険被保険者とならない期間であることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 19 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の所得税源泉徴収簿及び保険料控除明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、A社提出の申立人に係る入退社連絡票を見ると、申立人は賞与が支給された日と同月の平成18年7月25日に同事務所を退職したことが記載されているほか、オンライン記録及び同事務所提出の申立人に係る「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」によれば、申立人は、同年7月26日に資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者とならない期間であることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、さらに、第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されている。

これらを総合的に判断すると、平成18年7月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。